

木島平村人権擁護に関する総合計画

〈改訂版〉



テーマ

私を見つめ ^{まわり}人々と語り ^{みらい}21世紀を展望する

「すべての差別撤廃の実現に向けて」

平成19年4月

木島平村

木島平村人権擁護に関する総合計画

	ページ
はじめに	
Ⅰ 「人権」の概念と「村づくり」	… 5
1 「人権」と「平等」	… 5
2 「人権擁護に関する総合計画」と「村づくり」	… 5
3 中間総括及び人権擁護に関する総合計画の見直し	… 6
Ⅱ 人権問題に関する現状認識	… 7
1 差別や人権侵害を助長あるいは温存する歴史的背景及び社会構造	… 7
2 被差別者の重複被差別	… 7
3 差別される側・差別する側の両立場の可能性	… 8
4 人権・同和教育及び啓発の重要性	… 8
5 若い世代への人権教育及び人権啓発の重要性	… 8
Ⅲ 人権擁護に関する総合計画策定の趣旨	… 10
1 人権擁護に関する総合計画策定の趣旨	… 10
2 人権擁護に関する総合計画の見直し	… 10
第1章 木島平村人権擁護に関する総合計画の基本方向	… 11
Ⅰ 総合計画の基本目標	… 11
Ⅱ 総合計画の基本視点	… 11
Ⅲ 総合計画の推進	… 12
1 庁内推進体制の確立	… 12
2 村内推進体制の支援	… 12
2-1 これまでの取り組み	… 13
2-2 今後の取り組み	… 13
3 他計画との関連	… 13
4 調査・研究の実施及び計画の再検討	… 13
5 総合計画の目標達成年次	… 13
第2章 人権問題全般に共通する人権行政・人権教育の基本施策	… 14
Ⅰ 人権行政の基本施策	… 14
1 人権に配慮した総合行政の推進	… 14
2 行政に携わる職員の人権意識向上と地域リーダーとしての意識の向上	… 14
3 人権センターの効果的活用	… 14
4 相談・支援体制の充実	… 15
5 広域的な人権センターの検討	… 16
Ⅱ 人権教育・人権啓発の基本施策	… 17
1 人権教育・人権啓発を推進するための環境整備	… 17
(1) 指導者の養成	… 17
(2) 国・長野県・関係機関などとの連携	… 17
(3) 人権教育・人権啓発の調査・研究及び手法の確立	… 17

2	あらゆる場を通じた人権教育・人権啓発の推進	… 18
(1)	保育園及び学校における人権教育・人権啓発の推進	… 18
(2)	家庭における人権教育・人権啓発の推進	… 19
(3)	地域における人権教育・人権啓発の推進	… 19
(4)	企業における人権教育・人権啓発の推進	… 20
(5)	各種団体等における人権教育・人権啓発の推進	… 20
3	人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する人権教育・人権啓発	… 21
(1)	公務員及び行政機関等に従事する者に対する人権教育・人権啓発の推進	… 21
(2)	教育関係に従事する者に対する人権教育・人権啓発の推進	… 21
(3)	福祉・医療などに従事する者に対する人権教育・人権啓発の推進	… 21
第3章 重要課題別の基本施策		… 22
第1節 同和問題		… 23
基本認識と目標		… 24
I 人権教育・人権啓発		… 25
1	地域住民に対する人権教育・人権啓発	… 25
2	各種指導職員の資質向上	… 25
3	生涯学習の充実・強化	… 26
4	保育園・小学校・中学校での人権・同和教育	… 26
5	雪ん子人権子ども会の充実・強化	… 27
6	企業内研修の充実・強化	… 27
7	行政職員への人権教育・人権啓発	… 28
8	被差別当事者の主体性と自立心の向上及び行政の支援体制の充実	… 28
II 生活環境		… 29
III 就労・経済		… 29
IV 保健福祉		… 30
V 人権センターの活用		… 30
VI 相談・支援体制		… 31
第2節 女性の人権に関する問題		… 32
基本認識と目標		… 33
I 生涯にわたる男女平等と社会参画の意識づくり		… 34
1	意識改革	… 34
2	生涯にわたる学習・教育	… 34
II あらゆる分野での男女平等と共同参画に向けて		… 35
1	政策・方針決定	… 35
2	家庭での男女平等と女性の人権尊重	… 35
3	職場での男女平等	… 36

4 地域での男女平等	… 3 7
III 家庭内における男女の自立と困難を抱える家族や個人への支援	… 3 7
1 男女の自立	… 3 7
2 困難を抱える家族や個人への支援	… 3 7
IV 男女共同参画社会	… 3 8
第3節 高齢者の人権に関する問題	… 3 9
基本認識と目標	… 4 0
I 高齢者の人権に関する人権教育・人権啓発の推進	… 4 1
1 高齢者を取り巻くすべての人々の人権意識の向上	… 4 1
2 高齢者自身の意識改革と人権意識の向上	… 4 1
II 高齢者の人権に配慮された行政施策の推進	… 4 2
1 高齢者の視点に立った行政の推進	… 4 2
2 安心して暮らせる環境整備	… 4 2
3 憩いの場の整備	… 4 3
4 相談・支援体制の充実	… 4 3
III 高齢者の社会参加の促進	… 4 4
IV 家庭内コミュニケーション	… 4 4
第4節 障害者の人権に関する問題	… 4 5
基本認識と目標	… 4 6
I 障害や障害を持つ人々に関する人権教育・人権啓発	… 4 7
1 障害を持つ人々を取り巻くすべての人々の人権意識の向上	… 4 7
2 障害を持つ人々の社会参画意識と人権意識の向上	… 4 8
II 障害を持つ人々の人権に配慮された総合行政	… 4 9
1 障害を持つ人々の視点に立った行政施策の推進	… 4 9
2 安心して生活できる住宅の促進	… 5 0
3 活動の場の充実	… 5 0
4 障害者雇用の促進	… 5 0
第5節 児童（子ども）の人権に関する問題	… 5 1
基本認識と目標	… 5 2
I 学校	… 5 3
1 人権教育の充実	… 5 3
2 豊かな人格を形成するための開かれた学校教育	… 5 3
3 保護者や家庭に対する人権教育・人権啓発の発信	… 5 3
II 家庭	… 5 4
III 地域	… 5 5
IV 相談体制の充実	… 5 6

第6節 在日外国人の人権に関する問題	… 57
基本認識と目標	… 58
Ⅰ お互いに理解を深め、個々を尊重し、人権を尊重し合う意識づくり	… 59
Ⅱ 在日外国人の人権問題を解決するための行政の視点及び施策の方向	… 60
Ⅲ 外国籍を持つ人々の自立と努力と責務	… 60

(資料)

- 1 中高地区同和地区住民生活実態調査（平成17年実施）
- 2 中高地区人権に係る住民意識調査（平成17年実施）

木島平村人権擁護に関する総合計画

はじめに

I 「人権」の概念と「村づくり」

1 「人権」と「平等」

はじめに、人権を尊重し、人権をその侵害から守るためには、すべての人々が「人権とはなにか」「人権の尊重とはどういうことか」を理解しなければなりません。人権が尊重されている間は、人権の大切さに気付きにくく、人権が侵害されてはじめて身体的もしくは精神的な深い傷跡とともに人権の大切さに気付くこととなります。

「人権」という言葉は、もともと日本には存在しなかった「rights of man」または「human rights」という外来語の翻訳のため、「人権」という言葉の認識には個人差があり、分かりにくく説明しにくいといった現象が見られます。

「人権」の概念を簡単に説明するとすれば、「人間が人間らしく生きていくための社会によって認められている権利」もしくは「人が幸せに生活するために必要な、社会によって認められた自由、行動や地位」ということとなります。

すべての人々は、それぞれ異なった国籍、生い立ち、生活習慣、価値観を持っており、こうした固有の価値をお互いに認め合い、尊重し合うといった考え方のもとではじめて「人権」の基本的概念が成り立ちます。また、ここから「平等」という考え方が生じてきますが、前述したように、人々はそれぞれの多様な価値観を持っています。したがって「他人と同じことをすることが平等である」といった認識ではなく「一人ひとりが違うからこそ平等でなければならない」といった考え方へ変革していく必要があります。

また、「差別しないから学習の必要がない」「もう分かっている」といった意見が出されることがあります。こうした意見の背景には自分の知識や認識が物差しの基準となっており、結果的に「差別する気はなかった」「差別と捉える方が問題」といった自分本位の方向へと進んでしまいます。こうした人権問題の物差しの基準を「自分の知識や認識」から「被差別者や社会的弱者（社会的に弱いあるいは不利な立場に置かれている人々）の立場」へと意識を変えていくことが必要です。また、さまざまな差別事件や人権侵害がメディアを通じて報じられる今日、自己中心的な理由をつけて正当化するケースも見受けられます。しかし、どんな理由があろうとも「差別する側の問題」であり、人権問題を解決するための「物差しの基準はすべて被差別者にある」ということを、ここで明記します。

2 「人権擁護に関する総合計画」と「村づくり」

現在、観光面や産業面など、各方面でさまざまな視点での「村づくり」が取り組まれております。

この人権擁護に関する総合計画は、「人権」という視点での「村づくり計画」であり、村外へ向けてアピールする各種の村づくり計画と大きく異なる点は、「人々の日常生活や心の中に向けた計画である」ということとなります。

こうした意味においては、「人権」と「村づくり」の視点の結節点にあるものが、この人権擁護に関する総合計画であり、人々の日常生活の中で「人権を尊重することはあたりまえのこと」として定着するため、村内のすべての人々と行政が一体となって挑戦する「村づくり計画」です。

3 中間総括及び人権擁護に関する総合計画の見直し

人権擁護に関する総合計画の第1章「木島平村人権擁護に関する総合計画の基本方向」中の、Ⅲ「総合計画の推進」、4「調査・研究の実施及び計画の再検討」では、2005年（平成17年）を中間総括年とし、社会情勢や村の状況等を見ながら必要な見直しを行うこととしています。

2005年（平成17年）に中野市、山ノ内町、木島平村及び野沢温泉村の中高地区4市町村共同で、「中高地区人権に係る住民意識調査」及び「中高地区同和地区住民生活実態調査」を実施し、人権擁護に関する総合計画見直しの基礎資料としました。

人権擁護に関する総合計画の見直しに当たっては、当初の人権擁護に関する総合計画（文章や表現等）を生かしつつ、平成17年に実施した意識調査・実態調査の結果を踏まえながら、これまでの取り組みを総括し、見直しを行いました。

※意識調査・実態調査の実施体制について

- ①実施自治体 中野市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村
- ②委託団体 NPO 人権センターながの
- ③推進体制 「中高地区人権に係る住民意識調査等推進会議」を設置し、緊密な連携・協力の下、調査を実施しました。

「中高地区人権に係る住民意識調査等推進会議」の構成メンバー

区分	構成メンバー
学識者	近畿大学 人権問題研究所 教授 奥田均
市町村	中野市 人権政策課
	山ノ内町 人権政策室
	木島平村 人権推進室
	野沢温泉村 人権対策室
事務局	NPO 人権センターながの (有)T&S プラン研究所

※「中高地区人権に係る住民意識調査」について

- ①実施期間 2005年（平成17年）8月26日から9月11日まで
- ②実施内容 中高地区住民から無作為抽出

	20歳以上人口 (8月1日現在)	95%有意 必要サンプル数	実送付数	回収数	回収率
中野市	38,759人	381人分	762人	412人	54.1%
山ノ内町	12,938人	374人分	748人	425人	56.8%
木島平村	4,559人	354人分	708人	454人	64.1%
野沢温泉村	3,661人	348人分	696人	435人	62.5%
中高地区	59,917人	383人分	764人	423人	55.4%

※「中高地区同和地区住民生活実態調査」について

- ①実施期間 2005年（平成17年）9月1日から11月30日まで
- ②実施内容
 - ・中高地区に住所を有する同和地区住民全員を対象とした調査
 - ・世帯調査と構成員（20歳以上の家族全員）調査の2種類
 - ・調査票による調査と聞き取り調査の2種類

II 人権問題に関する現状認識

現在では、部落差別に関する差別落書きや身元調査事件、結婚差別事件、また、低年齢化する殺人事件やいじめ問題、家庭内での児童虐待や家庭内暴力など、人権を侵害する事件が毎日のように新聞やマスコミなどで報じられています。

また、インターネットを利用した差別事象をはじめ、「0-157」の被害者に対する人権侵害、ストーカー行為、援助交際、また、人権を守るべき立場の者による人権侵害や被害放置などに見られるように、現代社会は新たな差別や人権侵害を生み出す社会となっていることは否めません。

こうした状況下、木島平村人権プロジェクトでは、村内の差別実態や村民意識を明確にするため、重要課題ごとに「村民意識・実態調査」を実施しました。

調査結果から、人権問題全般に共通する課題として、以下の事項に注目しました。

また、2005年（平成17年）には、中高地区4市町村共同で「中高地区人権に係る住民意識調査」及び「中高地区同和地区住民生活実態調査」を実施することにより、中高地区全体の課題、他市町村と比較した村独自の課題について明確になりました。

1 差別や人権侵害を助長あるいは温存する歴史的背景及び社会構造

同和問題、女性の人権に関する問題、高齢者の人権に関する問題、障害者の人権に関する問題、児童（子ども）の人権に関する問題や外国人の人権に関する問題などは、それぞれ異なった歴史的背景や成り立ち、社会状況を有しています。しかし、根底にある「差別する心」や「偏見」といった面では人権全般に共通の課題であると考えます。

こうした、根底にある「差別する心」や「偏見」を生み出す、また、差別や偏見を助長・温存する歴史的背景、社会システムの一部に、政治的背景による影響、世間体や家柄を重視する考え、古くからの慣習、偏った固定観念や偏見などがあります。

このことは、1965年（昭和40年）同和对策審議会答申でも以下のように述べています。

「わが国の社会は、一面では近代的な市民社会の構造をもっているが、他面では、前近代的な身分社会の性格をもっている。今日なお古い伝統的な共同体関係が生き残っており、人々は個人として完全に独立しておらず、伝統や慣習に束縛されて、自由な意思で行動することを妨げられている。また、封建的な身分階層秩序が残存しており、家父長制的な家族関係、家柄や格式が尊重される村落の風習、各種団体の派閥における親分子分の結合など、社会のいたるところに身分の上下と支配服従の関係が見られる。

さらに、また、精神、文化の分野でも昔ながらの迷信、非合理的な偏見、前時代的な意識などが根強く生き残っており、特異の精神風土と民族的性格を形成している。

このようなわが国の社会、経済、文化体制こそ、同和問題を存続させ、部落差別を支えている歴史的社会的根拠である。」

2 被差別者の重複被差別

現代社会には、部落差別をはじめ、女性、高齢者、障害者、児童（子ども）、外国人などに対する差別や人権侵害が現存しています。

このことは、被差別部落の高齢者は「部落差別と高齢者差別」、障害を持つ女性は「障害者差

別と女性差別」といった重複した差別を受ける可能性があることを示しています。このことは、一人ひとりの人権が尊重される村づくりのためには、同和問題をはじめ、あらゆる人権問題に対し、横断的に取り組む必要があることを示しています。

3 差別される側・差別する側の両立場の可能性

差別や人権侵害は相反する者（女性の人権問題は男性、高齢者の人権問題は若い世代）によるものばかりではありません。

例えば、部落差別の被差別者による高齢者に対する疎外や人権侵害、高齢者による女性に対する人権侵害、あるいは身体障害者による精神障害者に対する差別や偏見など、被差別体験を持つ一方で、場所や環境によって差別する側の立場に立つ可能性があります。

このことは、自分の人権を守るためにも、まず自分から他者の人権を尊重する意識と行動を起こす必要があることを示しています。

4 人権・同和教育及び啓発の重要性

これまで、人権問題に関する諸条約、関係法及び人権擁護条例をもとに、部落差別をはじめあらゆる差別を撤廃するための諸施策を展開してきました。その結果、住環境や施設のバリアフリー化などの実態的な差別の解消には相当の成果が見られるものの、今なお根強く現存する部落差別や、女性に対する人権侵害、高齢者や障害者に対する偏見や差別意識、子どものいじめ問題など、心理的差別の完全解消には至っていないのが現状です。

したがって、村民一人ひとりが差別や人権侵害をなくす意欲と実践力を身につけるため、人権・同和教育を重点に置いた取り組みが必要です。

5 若い世代への人権教育及び人権啓発の重要性

2005年（平成17年）に実施した住民意識調査で、20代、30代の若い世代が、人権・同和問題に対するマイナスイメージが強いことが明確になりました。

20代、30代は家庭を築き子どもを育てる世代です。子どもの人権感覚や人権意識を醸成するうえで、親の人権感覚や人権意識は、子どもたちに大きく影響することから、若い世代に対する人権教育・人権啓発が重要です。

これまで、差別をなくす村民大会をはじめ、分館学習会、隣組学習会等の学習機会を提供し、多くの村民に参加していただきましたが、その参加者の多くは、区や団体の役職をしている人が多く、また、比較的高い年齢層に偏っていました。

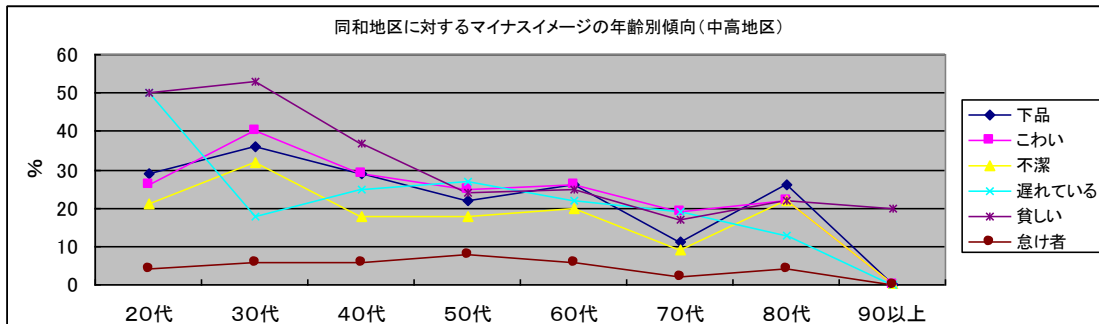
若い世代を対象とした人権教育・人権啓発の場の提供と、マイナスイメージを植えつけない人権教育・人権啓発、そして既に持っているマイナスイメージを払拭できる人権教育・人権啓発の手法の構築が必要です。

逆に、同和問題に対するプラスイメージは、加齢するごとに増加する傾向にあります。

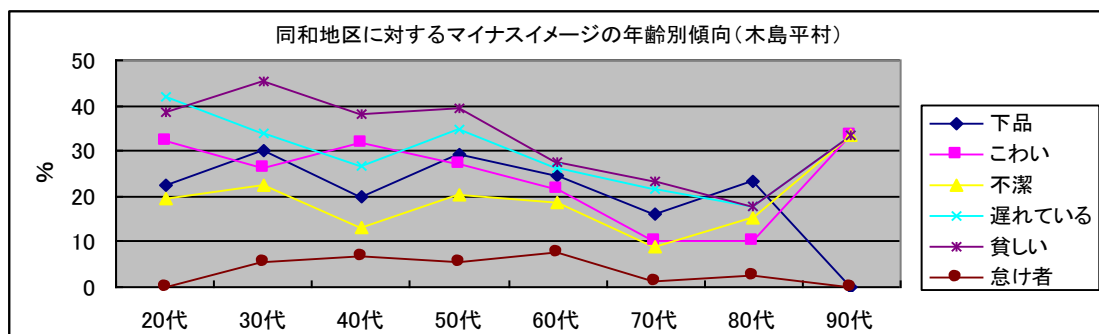
プラスイメージを持つ者の学習場所で最も多いのは地域学習であり、分館学習会や隣組学習会の効果が明確になりました。

こうしたプラス効果をより一層伸ばすため、分館学習や隣組学習会の一層の充実を図るとともに、若い世代への参加を積極的に促す必要があります。

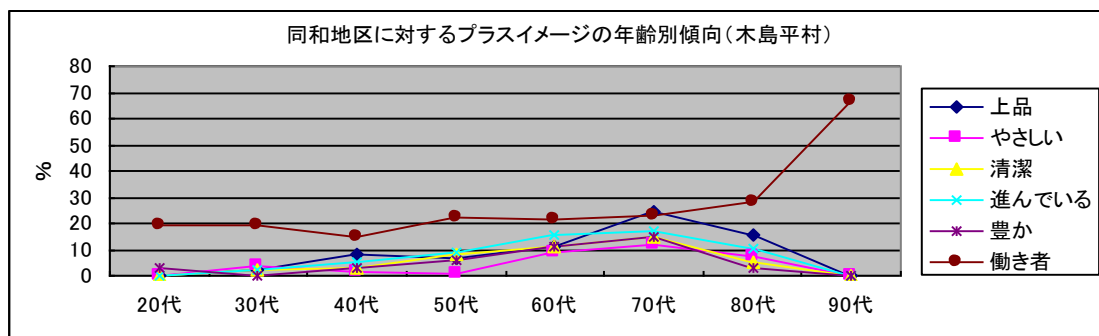
①同和問題に対するマイナスイメージ1 (中高地区)



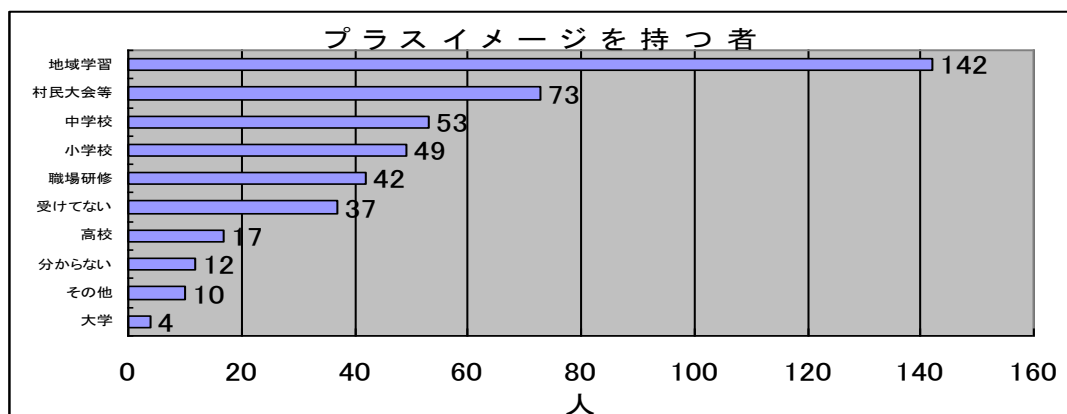
②同和問題に対するマイナスイメージ2 (木島平村)



③同和問題に対するプラスイメージ (木島平村)



④プラスイメージを持つ者の学習場所 (木島平村)



Ⅲ 人権擁護に関する総合計画策定の趣旨

1 人権擁護に関する総合計画策定の趣旨

1995年（平成7年）、村では部落差別をはじめあらゆる差別を撤廃し、平和で明るい木島平村の発展に寄与することを目的とした木島平村人権擁護に関する条例（以下「条例」という。）を制定しました。

しかし、条例上では、目的を達成するために「同和対策行政、教育行政が具体的にどう取り組むべきか」「すべての人々が何をすべきか」が見えにくいため、条例を制定する前と制定後では大きな変化が見られないといった課題があります。

また、これまで同和問題、女性、高齢者、障害者、児童（子ども）の人権に関する取り組みは、個別の人権分野ごとに行われてきました。しかし、

- ① 人権問題とされる定義、考え方が多様であり、人によって捉え方が大きく異なること
- ② 古くからの慣習や社会構造に関わること
- ③ 一部の人々の努力や行動では解決が難しく、地域社会全体で取り組む必要があること
- ④ 公共の福祉を考慮に入れる必要があること

こうした理由から、人権全般を捉えた明確な方針を示すことが困難でした。

前述した部落差別をはじめさまざまな差別や人権侵害が現存する以上、人権全般を見渡した、進むべき方向性や具体的な取り組みを明確にする必要性が生じてきました。

「人権の世紀」といわれる21世紀を迎え、村民一人ひとりが①古くからの慣習や社会構造に左右されない確かな人権意識を身につけ、②互いに理解と認識を深め、③共に手を取り、協力し合って、④差別撤廃と人権尊重のための努力と行動を起こし、⑤地域や家庭に波紋を広げ、心に浸透させる。こうした行動を積み重ね、真に人権が尊重された村を築くため、木島平村人権擁護に関する総合計画を策定しました。

2 人権擁護に関する総合計画の見直し

2005年（平成17年）に実施した中高地区意識調査・実態調査を基に、社会情勢や村の状況等を見ながら人権擁護に関する総合計画の見直しを行いました。（見直し平成18年度）

※人権問題は同和問題、女性の人権に関する問題、高齢者の人権に関する問題、障害者の人権に関する問題、児童（子ども）の人権に関する問題、外国人の人権に関する問題などの個別の課題ごとに、歴史的背景、社会情勢、社会環境及び心の問題までと、非常に幅広く、根が深い問題です。こうした意味においてこの計画は、個別の人権問題を専門的視点で捉えたものとしては、不十分な面は否めませんが、社会潮流や村の状況、意識・実態調査や関係機関の助言を得ながら内容を充実させていきたいと考えます。

第1章 総合計画の基本方向

I 総合計画の基本目標

この木島平村人権擁護に関する総合計画は、村民一人ひとりが、互いに理解し合い、共に手を取り合いながら、真に人権が尊重された村を築くために

私を見つめ ^{まわり}人々と語り ^{みらい}21世紀を展望する

「すべての差別撤廃の実現に向けて」

をこの計画の基本目標とします。

II 総合計画の基本的視点

- 1 あらゆる差別撤廃に向け、人々の「主体・努力」「自立・支援」「連携・協力」「交流・理解」「発信・波紋」の実現
- 2 村民一人ひとりの視点に立った総合行政の推進
- 3 行政から「人権に配慮された事業展開」の発信
- 4 あらゆる人権問題に対する横断的な施策の展開
- 5 子どもから大人へ、地域学習から家庭へ、保育園や学校から家庭へと波紋を広げ、一家に一人の指導者を養成
- 6 人権が尊重された村を築くための全村民の第1歩

Ⅲ 総合計画の推進

1 庁内推進体制の確立

村では、1998年（平成10年）6月、条例及び人権教育のための国連10年 国・長野県行動計画を積極的かつ計画的に推進するため、助役を本部長とする「木島平村人権擁護施策推進本部」を設置しました。

木島平村人権擁護施策推進本部では、（旧）人権教育のための国連10年 国・長野県行動計画の推進を図るとともに、人権擁護に関する総合計画や人権プロジェクトが実施した実態・意識調査の結果をもとに、より具体的な実施計画（案）を策定し、総合的かつ計画的推進を図ります。

また、人権擁護に関する総合計画で提起した、さまざまな視点や課題を行政施策として反映していくためには、推進本部、人権推進室（平成15年6月まで同和対策室）や教育委員会など一部の職員の取り組みだけでは実現できません。

職員一人ひとりが、常に「人権」を意識し、「人権」を根底に据えた職務遂行が求められます。

このため、人権擁護に関する総合計画の周知徹底を図ると共に、日常的に人権問題を見抜き解決するための力をつける職員研修の充実・強化を図ります。

2 村内推進体制の支援

部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃は、行政や一部の人達の努力だけでは実現できません。地域住民（被差別当事者を含め）と行政が共に手を取り合い「差別撤廃の村づくり」に結びつけていくことが重要です。

これまで、各方面で、差別撤廃や人権擁護を目的とした、機関や団体が組織されています。こうした関係機関や団体の中には、行政主導で強制的に立ち上げた組織も数多く存在します。しかし、行政主導で立ち上げられた組織の多くは、運営や取り組みなども行政に依存される傾向にあり、結果的に自発的な取り組みや成果が見えにくいといったケースが生じています。

こうしたことから「自分の村は、自らの手で築く」といった自らの主体性と参画意識によって取り組まれることが最も効果的であると考えます。

このため行政は、こうした住民主体の「人権尊重の村づくり委員会（案）」が村民の自発性のもとに組織されるよう支援を行います。

部落差別をはじめあらゆる差別が撤廃され、人権が尊重される村を築くために必要な施策の一部として次の事項があげられますが、取り組みにあたっては、「人権の村づくり委員会（案）」と行政が、それぞれの視点で、これまでの成果と課題を生かしながら、ともに連携し取り組むことが望ましいと考えます。

- ① 古くからの因習や偏った固定観念等の差別を助長する社会システムの調査・研究
- ② 被差別当事者の視点での生活環境の見直しや行政施策へのアドバイザー
- ③ 人権教育・人権啓発に関する情報収集・調査・研究及び地域住民のリーダーとしての意識の向上
- ④ 交流・支援・相談事業
- ⑤ 人権が尊重される村をつくるためのその他の必要事項

2-1 これまでの取り組み

① ふれんどりい☆ワールドの設立

平成14年7月1日、国際結婚で村に住む女性でつくる会「ふれんどりい☆ワールド」が設立されました。

ふれんどりい☆ワールドは、

- ・外国から来た人たち同士仲良くなろう。
- ・村の人たちとも仲良くなろう。
- ・新しく村民となる外国の人たちをバックアップしよう。

を目的とし、これまで小中学校との交流、地域のみなさんとの交流、日本語教室など、さまざまな活動を続けています。

② じんけんネット木島平の設立

平成16年9月1日、「人と人とのつながり」を特に大切にし、みんなの笑顔と希望があふれる村を目指した住民グループ「じんけんネット木島平」が設立されました。

これまで、アフガニスタンの子どもたちへのチャリティーや常田富士男さんの人権昔話、クリスマスプレゼント宅配サービス、夜回り先生講演会等、多くの取り組みを行ってきました。

2-2 今後の取り組み

差別のない村づくりには、行政の取り組みだけでは不可能です。

行政、地域、企業、学校、福祉施設、各種団体及び住民グループ等が共に連携し、差別のない村づくりを進めていかなければなりません。

このため、自主的な住民グループがさらに発展し効果的な活動ができるよう支援します。

3 他計画との関連

取り組みにあたっては、人権問題に関する関係条約、関係法、(旧)人権教育のための国連10年 国・長野県行動計画をはじめ、木島平村第5次総合振興計画及び各課策定の諸計画との整合性に留意しつつ推進していくとともに、新規計画の策定時あるいは既存計画の改訂時には、人権尊重の視点を盛り込むことにより、人権施策を総合的に推進していくこととします。

4 調査・研究の実施及び計画の再検討

2006年(平成18年)を総合計画の中間総括年とし見直しを行いました。

見直しに当たっては、2005年(平成17年)に中高地区で実施した「中高地区人権に係る住民意識調査」及び「中高地区同和地区住民生活実態調査」を分析、考察し基礎資料としました。

今後も、随時、社会情勢や村の状況等を見ながら、必要な見直しを行います。

5 総合計画の目標達成年次

この計画の第1次目標達成年次は2010年(平成22年)とします。

なお、第1次目標達成年次時点で、未達成課題及び新たな課題については、第2次目標達成年次を設定することによって、引き続き取り組むこととします。

第2章 人権問題全般に共通する人権行政・人権教育の基本施策

I 人権行政の基本施策

1 人権に配慮した総合行政の推進

行政は人権施策の発信地であることから、行政が展開するすべての事業は、被差別当事者をはじめすべての人々の人権に配慮されたものでなければなりません。

次の視点に立って人権に配慮された行政施策の展開を図ります。

- ・社会的に弱いあるいは不利な立場に置かれている人々の視点や意見を行政施策に反映するための体制整備を図ります。
- ・行政が展開する事業に関わるすべての企業に対し、「地域住民の人権に配慮された事業展開」のための啓発を行います。
- ・各主管課（人権の課題別）、教育委員会及び人権推進室が連携し、個別の人権課題に対する理解と認識を深める手法を確立します。
- ・行政は地域住民・地域企業の中心的存在であることから、人権尊重の基本理念や社会的マナーに基づいたきめ細かな対応に努めます。

2 行政に携わる職員の人権意識の向上と地域リーダーとしての意識の向上

行政職員一人ひとりが、同和問題をはじめ女性、高齢者、障害者、子ども、在日外国人など、あらゆる人権問題に精通し、こうした人々の人権に対する配慮と、きめ細かな気配りができる意識の醸成を図ります。

また、行政職員の言動は地域住民に大きな影響を与えることから、職員研修や人権教育・人権啓発の機会を通じ、地域住民のリーダーとしての意識の向上を図ります。

次の視点に立って行政に携わる職員の人権意識の向上を図ります。

- ・人権尊重の基本理念を職員研修の中に位置付け、継続した人権教育を実施します。
- ・職場ごとの自主研修の活性化を図ります。
- ・地域で開催される学習機会への参加を促すとともに、地域住民のリーダーとしての意識の向上に努めます。

3 人権センター（旧同和対策集会所）の効果的活用

人権センターについては、各種交流事業や相談・支援事業、人権問題に関する調査・研究など、地域住民や各種団体の活動拠点として有効利用が望まれます。

これまで、平成13年度から、国の広域隣保活動事業（長野県では公的施設利用事業）を導入し、人権啓発推進員を配置することによって、各種教室（人権・同和学习、絵手紙教室、切り絵教室、習字教室、水墨画教室、人権映画等）の他、啓発活動、交流事業、相談事業、調査・研究事業等を積極的に推進してきました。

また、平成15年7月1日、同和対策集会所から人権センターへと名称を変え、あらゆる人権問題に対し広く取り組んできました。

次の視点に立って人権センターの効果的活用を図ります。

- ・長野県や人権センター運営委員会（旧同和対策集会所運営委員会）などの関係機関と連携を密にし、木島平村人権擁護に関する総合計画の諸事業が、総合的に展開されるよう充実した運営に努めます。
- ・全国隣保館連絡協議会や長野県隣保館連絡協議会と連携を密にし、時代の流れに応じた取り組みを行います。
- ・全国に点在する人権センターや隣保館との情報交換を積極的に行い、効果的な人権センターの運営や事業実施に努めます。
- ・ソーシャルインクルージョン（注）の理念に基づいた取り組みを行います。
- ・じんけんネット木島平、ふれんどりい☆ワールドをはじめ、各種団体の活動拠点として開放し、情報交換の場として一層の充実を図ります。
- ・誰もが気軽に立ち寄ることができ、そして住民に身近な施設となるよう常に心がけます。

（注）ソーシャルインクルージョン

私達が生活する社会の中には、様々な人たちが色々な「違い」を持ち合わせながら、共に生活しています。

そして、その中には社会の偏見や固定観念などのために排除されたり、孤立してしまう人も多数存在しています。

このような孤立や排除を生み出してしまう社会側の要因に焦点を置き、それを社会全体の自覚のもとで改善し、そして、すべて人が存在の価値と役割を持ち得て、誰一人とて余すことなく包含しうることのできる環境を構築していくこと。

4 相談・支援体制の充実

全国的な傾向として人権問題に関する相談は、同和問題をはじめ、子ども、女性、高齢者、障害者、在日外国人と範囲が広いうえ、相談内容もいじめ問題、家庭内暴力や育児相談など複雑化しています。

現在、長野県や村で実施している相談業務は、相談内容に応じた専門機関ごとの対応が主になっています。この体制は、より専門的・的確な助言・指導を受けることができるという点で優れていますが、一方相談内容によっては「どこに相談したらいいのかわからない」などの事例もでてきます。

相談事業は、現在の生活状況や将来に対する不安や要望であり、また、諸施策に対する村民の生の声でもあります。今後この相談事業を、現行施策の再検討や新規施策にどう活用するかが重要です。

現在、村で実施している心配ごと相談をはじめ各種の相談事業の充実を図り、人権侵害を受けた被害者が安心して相談できる体制を整備します。

また、総合的な相談窓口の設置など、今後検討していく必要があります。

これまで、人権擁護委員や民生児童委員による心配事相談をはじめ、行政のあらゆる分野で相談事業の充実・強化が図られました。また、人権センターでは、人権啓発推進員により、通常の相談事業や訪問相談事業を展開してきました。

相談者が安心して、かつ気軽に相談できるよう、次の視点に立って一層の充実強化を図ります。

- ・誰もが気軽に安心して相談ができ、より信頼されるよう相談機関の充実を図ります。
- ・相談者及び相談内容は広範かつ多岐にわたるため、相談機関に関する情報を幅広く提供します。
- ・相談員の一層の人的充実、資質の向上を図り、多様な相談内容に適切に対応できる体制を整備します。
- ・相談内容によっては、複数機関に関連することもあり、各関係機関との連携を密にし迅速な対応ができる体制を整備します。
- ・相談・支援体制のあり方を調査・研究し、効果的な相談・支援体制の整備を図ります。
- ・被差別当事者による相談事業について検討します。

5 広域的な人権センターの検討

人権センターでの各種の取り組みや、人権・同和行政、人権・同和教育は、各市町村が独自に行っていることから、その取り組みや成果に温度差が見られます。

また、人権・同和问题に対する取り組みは、各市町村の財政状況、携わる者の人権感覚や人権意識等により大きな影響を受ける場合も想定されます。

こうした各市町村の財政状況や、人権問題に対する考え等に左右されない継続・安定した取り組みが必要です。

このため、今後、広域的な人権センターについて次の視点に立って他市町村と連携し検討します。

- ・同和问题、女性の人権に関する問題、高齢者の人権に関する問題、児童（子ども）の人権に関する問題、障害者の人権に関する問題、外国人の人権に関する問題等の行政の各分野で実施されているあらゆる人権問題について、横断的かつ連携をとりながら実施できる体制づくり。
- ・行政主体の人権センターと、住民主体の人権のまちづくりネットワークの連携。
- ・調査研究、村民大会、人権フェスティバル、人権センターの諸事業、職員研修等の実施。
- ・分館学習、隣組学習、指導者養成講座、解放講座、教職員研修等の実施。
- ・企業内での人権・同和问题研修会及び社員研修等の実施。
- ・被差別当事者による相談事業や、各種交流事業等の実施。

Ⅱ 人権教育・人権啓発の基本施策

1 人権教育・人権啓発を推進するための環境整備

(1) 指導者の養成

人権教育・人権啓発に関する指導者は、各区に置かれた社会人権同和教育専門指導員の研修を積み重ねた結果、ある程度養成されてきています。

また、人権教育・人権啓発の内容、手法も体験的参加型学習が多く取り入れられるようになることから、人権同和教育指導員(旧社会同和教育指導員)や社会人権同和教育専門指導員には、「適切な指導ができる指導者」「効果的な学習会を企画する企画者」「家庭内の指導者を養成する教育者」の能力が求められます。

こうしたことから、各種指導員が地域へ出て活躍できる体制整備や、一層の人的充実及び資質の向上を図る必要があります。

次の視点に立って取り組みます。

- ・指導者養成講座などの各種学習機会を通じ、指導者の主体性の向上を図ります。
- ・あらゆる人権問題に対し、専門的かつ総合的な人権教育・人権啓発ができる指導者を養成します。
- ・指導者が地域に密着した指導ができるよう体制を整えます。

(2) 国・長野県・関係機関などとの連携

人権教育・人権啓発の推進にあたって、国、長野県、近隣市町村、関係機関、地域企業、学校、関係機関との連携を深め社会全体が一体となって取り組む体制が必要です。

次の視点に立って取り組みます。

- ・国、長野県、関係機関、各種団体と連携を図り、情報や教材の共有化を図り適切な人権啓発に努めます。
- ・地域住民、地域企業、学校、関係機関、各種団体と連携を密にし、協力体制の確立や連帯意識を高めます。

(3) 効果的な人権教育・人権啓発のための調査・研究及び手法の確立

これまで、地域住民に対する人権教育・人権啓発は、地域や学校などのあらゆる機会を通じ、あらゆる人々に対し行なってきました。しかし、同和問題や人権問題に対して「かたい」「暗い」「縁遠い」といったイメージを持つ者がおり、意識調査や日常の会話の中で「寝た子を起こすな」「もう分かっている」「その時考える」といった声が出されています。

また、近年、社会情勢がめまぐるしく変化していることから、こうした時代の変化や社会情勢に迅速に対応できる人権教育・人権啓発、また、個々の理解力や参加者の状況に柔軟に対応できる人権教育・人権啓発が必要です。

こうした時代、社会情勢、地域性や個々の状況にあわせた新しい人権教育・人権啓発の手法を研究し、確立するための体制整備が必要です。

次の視点に立って取り組みます。

- ・効果的な人権教育・人権啓発の手法を確立するため、近隣市町村及び各種団体との協力体制を整えます。
- ・効果的な人権教育・人権啓発を実施するため、国・長野県、関係機関とのネットワークを充実し、手法、教材、情報交換の活発化を図ります。

2 あらゆる場を通じた人権教育・人権啓発の推進

(1) 保育園及び学校における人権教育・人権啓発の推進

差別や人権侵害を許さない意識を形成し、部落差別をはじめあらゆる人権問題を次世代に残さないようにするためには、子どもの時期からの人権教育が極めて重要です。

家庭、保育園、学校、地域社会、地域企業、行政など子どもを取り巻くすべての人々が一体となって、人権教育・人権啓発をバランスよく行うことにより、子どもの自立心と正義感、責任感、差別をしない・差別に負けないという意識を養う必要があります。

また、個々の発達段階や理解力にはかなりの個人差があり、これまでの画一的な人権教育から個々の状態に目を向けた教育が必要となります。

この他、保育園や学校は保護者や地域社会に対する人権教育・人権啓発の発信地であることから、保護者や地域社会の人々を巻き込んだ人権教育・人権啓発に努める必要があります。

次の視点に立って保育園・学校の主体性を尊重しながら、人権教育・人権啓発を推進します。

- ・幼児、児童、生徒の生活基盤である家庭、地域の実態を把握し、人格形成や人権意識の育成に悪影響を及ぼす環境の改善を図ります。
- ・保育園や学校、また、そこに働くすべての人々は、「差別や人権侵害は絶対に許せないこと」という確固たる態度を示し、人権を尊重することが当たり前という雰囲気づくりに努めます。
- ・いじめなどの人権侵害を受けた子どもを必ず守り通すという態度を示し、安心して相談できる体制を整備します。
- ・すべての園児・児童・生徒及びすべての教職員の人権意識を高め、差別や人権侵害に気付く感覚を高めるとともに、差別や人権侵害を「しない」「させない」「許さない」「見逃さない」という意識の醸成を図ります。
- ・画一的な人権教育・人権啓発から、個に視点を置いた人権教育・人権啓発に努めます。
- ・平成12年度新設された「総合的な学習の時間」を有効に活用するなど、効果的な学級経営を図り、豊かな人格形成と人権意識の向上に努めます。
- ・地域企業や地域住民、関係機関や各種団体と連携を密にし、地域の企業、高齢者、障害者や在日外国人などを外部講師として招き、学習時間の有効かつ効果的な活用に努めます。
- ・人権問題に関する学習を公開することによって、開かれた学校運営に努めるとともに、地域住民、家庭、PTA など、子どもを取り巻くすべての人々を対象とした人権教育を実施します。
- ・交流事業やホームステイなど身を持って体験する機会を通じ、お互いに理解を深め合う体験学習を推進します。

- ・人権・同和問題に関する啓発及び情報を「子どもから大人へ」「保育園や学校から家庭へ」と発信します。
- ・保育園、小学校、中学校の教職員間の交流を促進し、人権問題に関する課題や対策を明確にし、教育活動に生かします。

(2) 家庭における人権教育・人権啓発の推進

善悪の判断や正義感、他人への思いやり、やさしさなど、人間として備えるべき基本的な考え方や態度を形成するための教育の原点は家庭にあります。特に、人格形成期にある子どもに対しては、家族の人権問題に対する姿勢や考え方及び言動は大きな影響を与えます。

これまで、人権問題に関する人権教育・人権啓発は、学校、地域、行政などで、定期的に、また、発達段階や社会状況に応じ行われています。しかし、各種学習に参加した人々の多くは参加者の段階で留まり、家庭内指導者または実践者になり得ていないのが現状です。

このため、分館人権同和学習会をはじめ隣組人権同和学習会、保育園や学校での人権教育、村主催の各種学習会では、家庭内へ向けて人権教育を発信し、家庭内学習の指導者や実践者を養成することが必要です。

次の視点に立って家庭内教育を推進します。

- ・分館人権同和学習会、隣組人権同和学習会、企業内研修、生涯学習などの学習機会や各種セミナーの充実を図り、一家に一人の指導者の養成を目指します。
- ・あらゆる広報媒体を積極的に活用し、人権問題に関する情報を提供するとともに、人権意識の向上を図ります。
- ・人格形成期にある子ども達にとっては、家族の言動が大きく影響することから、「言葉の教育」から「行動の教育」へ、「知識」から「実践」へと変えていく必要があります。このため、家庭内学習へ向けて人権啓発を行います。

(3) 地域における人権教育・人権啓発の推進

生涯学習は、自己実現や生活の向上、豊かな人格形成を目指した個々の自発的な活動であり、心のふれあいを深め連帯感にみちた村をつくることを目的としています。

こうした自発的な学習が、特に効果的な学習方法であるという認識のもと、充実した学習機会を提供し、すべての人々の人権意識の向上を図る必要があります。

地域における学習会では人権問題を身近なものとするため、各種学習機会の企画段階から内容・手法を十分に検討するとともに、家庭内学習へとつながる問題提起が必要です。

次の視点に立って取り組みます。

- ・生涯学習に人権学習を明確に位置付け、生涯にわたって学習する機会を確保します。
- ・企画段階から内容・手法を工夫し、充実した魅力ある学習機会を提供します。
- ・各種研修会の参加者に対しては、分かりやすい情報を提供するとともに、家庭内での話し合いができるよう具体的な問題を提起します。
- ・人権問題を自らの問題として捉えるため、地域に密着した指導員の確保と、地域で活躍できる体制を整備します。

(4) 企業における人権教育・人権啓発の推進

地域企業は、住民の雇用の場を確保するという大きな役割を果たすと同時に、地域社会の一員として大きな社会的関わりを持っています。

働く場での不当な労働条件や処遇、人権侵害は、そこに働く人だけでなく、その家族にも大きな影響を及ぼします。こうしたことから、明るく働きやすい職場であるとともに、一人ひとりの人権が尊重された職場でなければなりません。

木島平村企業内同和教育推進協議会をはじめ関係機関と連携を密にし、企業に働くすべての人々の人権意識の向上を図ります。

次の視点に立って取り組みます。

①企業などに対する指導

- ・企業内における自主学習の機会確保を積極的に働きかけます。
- ・企業内において、効果的な人権教育を実施するための指導体制の充実を図ります。
- ・事業主及び管理職に対する人権教育を実施することによって、経営者間の格差を是正し、人権意識の向上を図ります。
- ・就職の機会均等を確保するため、公正な採用選考を促します。
- ・人権が尊重された職場づくりを推進します。
- ・企業のプライバシーポリシー（注）を推進します。

(注) プライバシーポリシー

個人情報取り扱いと保護に関して、社内の体制や規則を取り決め、ハード・ソフト共にセキュリティーを管理・監査していくこと。

②企業などに対する支援

- ・国・長野県をはじめ関係機関と連携を密にし、企業が実施する研修に活用できる教材、研修手法、情報の提供を行います。
- ・企業が行う自主的な人権教育に関する取り組みに対して協力します。
- ・木島平村企業内同和教育推進協議会や関係機関、関係団体と連携を密にし、効果的な企業研修の手法について研究し、提供します。

(5) 各種団体等における人権教育・人権啓発の推進

村内には、公的・私的を問わずさまざまな団体が存在します。

特に公的の団体については直接住民と接する機会が多く、人権に配慮された職務の遂行が求められます。

こうした各種団体の構成員の人権意識を高めるため、各団体が自主的に実施する学習に人権教育・人権啓発を位置づける必要があります。また、これらの発信は各主管課が実施することが望ましく、その際、教育委員会及び人権推進室と連携しながら効果的な学習となるよう配慮する必要があります。

次の視点に立って取り組みます。

- ・ 公的団体については、各主管課、教育委員会及び人権推進室と連携しながら、団体内研修に人権教育・人権啓発を位置付け、各構成員の人権意識の向上を図ります。
- ・ 私的団体については、村主催の研修会や学習会への参加を促し、構成員の人権意識の向上を図ります。

3 人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する人権教育・人権啓発

以下に掲げた職業に従事する者は、常に人権への配慮が求められるため、一人ひとりが確かな人権感覚を身につける必要があります。

(1) 公務員及び行政機関等に従事する者に対する人権教育・人権啓発の推進

- ①村職員
- ②警察官、消防関係職員郵政職員などの公務員
- ③人権擁護委員など関係機関に属する者
- ④その他公的機関に属する者

(2) 教育関係に従事する者に対する人権教育・人権啓発の推進

- ①保育園職員
- ②教職員等

(3) 福祉・医療などに従事する者に対する人権教育・人権啓発の推進

- ①福祉関係職員
 - ・ ケアマネージャー、ケースワーカー、福祉施設の職員等。
- ②保健・医療関係職員
 - ・ 保健・医療関係の行政職員等
 - ・ 医療関係職員等

国、長野県及びこれらの機関の職員に対する人権教育・人権啓発について、次の視点に立って取り組みます。(村関係は前述)

- ・ 国や長野県、関係機関に対し、人権・同和教育の機会の確保を求めます。
- ・ 国や長野県、関係機関が実施する人権教育・人権啓発活動に協力します。
- ・ 村や地域主催の研修機会への参加を促し、人権意識の向上を図ります。

第3章 重要課題別の基本施策

	ページ
第1節 同和問題	… 23
第2節 女性の人権に関する問題	… 32
第3節 高齢者の人権に関する問題	… 39
第4節 障害者の人権に関する問題	… 45
第5節 児童（子ども）の人権に関する問題	… 51
第6節 在日外国人の人権に関する問題	… 57

第1節 同和問題	ページ
基本認識と目標	… 24
I 人権教育・人権啓発	… 25
1 地域住民に対する人権教育・人権啓発	… 25
2 各種指導員の資質向上	… 25
3 生涯学習の充実・強化	… 26
4 保育園・小学校・中学校での人権・同和教育	… 26
5 雪ん子人権子ども会の充実・強化	… 27
6 企業内研修の充実・強化	… 27
7 行政職員への人権教育・人権啓発	… 28
8 被差別当事者の主体性と自立心の向上及び行政の支援体制の充実	… 28
II 生活環境	… 29
III 就労・経済	… 29
IV 保健福祉	… 30
V 人権センターの活用	… 30
VI 相談・支援体制	… 31

基本認識と目標

1965年（昭和40年）の「同和対策審議会答申」では、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である」とし、その早急な解決は、国の責務であり国民的課題であるとしています。また、「実態的差別」と「心理的差別」は相互に因果関係を保ち、相互に作用しあって、差別を助長、あるいは差別の再生産という悪循環を繰り返していることも指摘しています。

これまで、本村においても道路整備などの生活環境の改善を図るとともに、同和問題に対する村民の理解や人権意識高揚のための人権教育・人権啓発などの事業を展開してきました。

結果、生活環境などの物的な「実態的差別」の解消については相当の成果が見られるものの、根強く現存する差別意識や「寝た子を起こすな論」、「本音と建て前」など「心理的差別」の解消に至っていないのが現状です。

このことは同和行政・同和教育の反省点であるという認識のもと、これまでの成果や反省点を十分に踏まえたうえで、今後の諸施策の展開や人権教育・人権啓発の充実強化を図る必要があります。

また、今後あらゆる人権問題を横断的に取り組む学習機会が見込まれますが、この際、あらゆる人権問題と同和問題との位置付けを明確にし、参加者があらゆる人権問題の学習を通じ同和問題を学び得る学習方法に配慮する必要があります。

また、同和対策事業については、平成13年度末で関係法律の期限を迎え、国・県が実施してきた特別対策としての同和対策事業のほとんどが廃止されました。

村では、これまで平成14年度末から平成15年度末にかけて、部落解放同盟木島平村支部及び部落解放同盟中高地区協議会と、これまでの同和対策事業の成果と課題を十分に協議した結果、一応の成果があったことから、同和地区住宅新築資金や同和地区高齢者福祉金、税の減免、同和地区児童生徒入学支度金、除雪機・農機具貸与等多くの事業が廃止されることになり、今後は一般対策として取り組んでいくこととなりました。

しかしながら、人権教育・人権啓発に関する課題のほかに、生活環境、就労・経済、保健・福祉、相談・支援体制など多くの課題が今なお残されています。

部落差別をはじめあらゆる差別が撤廃され、真に人権が尊重された明るい村を築くために、行政、被差別当事者、地域社会、地域企業、保育園、学校、関係機関、村民一人ひとりが、ともに手を取り、協力し合った取り組みが求められます。

I 人権教育・人権啓発

1 地域住民に対する人権教育・人権啓発

【現状と課題】

地域住民に対する人権教育・人権啓発は、これまで「差別をなくす村民大会」、「分館人権同和学習会」や「隣組人権同和学習会」などさまざまな機会を通じ、あらゆる人々に対し行なってきました。結果、同和問題に関する理解や認識は相当の成果が見られます。

しかし、「寝た子を起こすな」「また同和学習か」「もう分かっている」といった声が上げられていることも事実であり、これらの原因の一部に「マンネリ化」「画一的な手法や内容」「説教調や押し付け」「役員の強制参加」があげられます。

こうした現状を踏まえ、新しい人権教育・人権啓発の手法を確立する必要があります。

【今後の対策】

地域住民に対する人権教育・人権啓発は特に重要であり、参加者に「暗い」「難しい」「かたい」といった、マイナスイメージを与えることのないよう配慮するとともに、差別撤廃の具体的行動へつながる学習方法に配慮します。また、このため長野県や近隣市町村、関係機関や関係団体などと連携し、新しい手法の確立を図ります。

2 各種指導員の質的向上

【現状と課題】

各種学習会に参加した人々が参加意識を持ち、身近な問題として考えられる場としては、分館人権同和学習会や隣組人権同和学習会、家庭内での学習などの小人数での学習が効果的です。しかし、参加者が自由に自分の意見を述べる少人数の学習会においては、後退的あるいはマイナス意識を持たせる意見が出されることがあり、こうした意見に対し適切な指導ができる人があって、はじめて効果的なものとなります。

また、分館人権同和学習会や隣組人権同和学習会に参加した参加者は、その場限りの参加者で留まる場合が多く、家族を指導する指導者へとなり得ていないのが現状です。このことをふまえ、分館人権同和学習会や隣組人権同和学習会などの学習の場においては、参加者の意識を、家庭内指導者の意識へと転換を図るとともに、家庭学習のための的確な問題提起が必要となります。

こうした地域での学習から、家庭内学習へと波紋を広げるため、「効果的な学習会の企画者」「適切な指導ができる指導者」「家庭内学習の指導者を養成する教育者」の能力を兼ね備えた指導者が必要となります。

【今後の対策】

現在、地域で活躍する社会人権同和教育専門指導員及び人権同和教育指導員の能力が十分に発揮できる体制を整えるとともに、充実した指導者養成講座を実施し一層の質的向上を図ります。

また、一家に一人の指導者を養成するため、学習の場では参加者の「家庭内指導者意識」の向上を図るとともに、家庭内学習のための情報提供や的確な問題提起を図ります。

3 生涯学習の充実・強化

【現状と課題】

生涯学習は、自己実現や生活の向上、豊かな人格形成を目指した個々の自発的な学習活動であり、心のふれあいを深め連帯感にみちた村をつくることを目的としています。

こうした自発的に学習することが、特に効果的であることから、生涯学習に人権教育を明確に位置付けることにより、生涯を通じ同和問題をはじめあらゆる人権問題に接する機会を確保する必要があります。

【今後の対策】

人権擁護に関する総合計画や人権教育を生涯学習計画に明確に位置付けることにより、生涯を通じ同和問題を学ぶ機会を確保します。

また、充実した学習機会や交流機会を提供し、ともに喜びも悲しみも分かち合える人づくりを進めます。

4 保育園・小学校・中学校での人権・同和教育

【現状と課題】

人権を尊重し、差別や人権侵害を許さない心を形成するには、子どもの時期からの人権教育が極めて重要です。保育園、学校、地域社会、地域企業、家庭、行政など子どもを取り巻くすべての人々が連携・協力し合って、子どもの自立心と正義感、責任感を養い、差別や人権侵害を「しない」「させない」「許さない」「見逃さない」という意識の醸成と「差別に負けない力」の育成を図る必要があります。

また、個々の発達段階や理解力にはかなりの個人差があり、これまでの画一的な人権・同和教育から個々の状態に目を向けた教育が必要となります。

子どもたちにとって、保育園や学校は「勉強や学習の場」であるとともに、一日の大半を過ごす「生活の場・遊びの場」でもあります。こうした中で、人権意識、自立心、正義感、責任感、おもしろいや仲間意識といった感覚的なものを、保育園や学校の雰囲気、教職員や他の子どもの姿から感じ取っています。こうした意味においては、子どもを取り巻くすべての人々の人権意識や人権感覚の高揚が重要です。

【今後の対策】

次世代を担うすべての子どもたちが、心身ともに健やかに育つことは村民すべての願いです。

被差別当事者や地域社会、地域企業、各種団体と連携し、限られた時間を有効に活用することによって、子どもたちの豊かな心を育みます。

また、教職員をはじめ、子どもを取り巻く人々の言動が、子どもたちに大きな影響を与えることから、自主的な職員研修の活性化を図るとともに、地域学習会への参加を促し、すべての人々の人権意識の高揚に努めます。

この他、子どもたちは保育園や学校で発達段階に応じ、人権・同和問題について、正しい認識を深め、人権意識を高めています。こうした人権・同和問題に対する正しい考え方や認識が、家族の理解不足や無責任な言動によって阻害されることがないように、子どもから大人へ、保育園や学校から家庭へと人権・同和教育を発信することが必要です。この中心に位置する保育園や学校は、このことを踏まえ、保護者を対象に情報の発信に努めます。

5 雪ん子人権子ども会の充実・強化

【現状と課題】

平成10年度に、部落差別をはじめとするあらゆる人権問題を学び、村や学校から差別をなくし、差別に対し立ち向かっていける力強さを育むため、「雪ん子解放子ども会」を設立しました。

設立当時は、小・中学校から希望する子どもたちを集い、人権センターで週2回の基礎学習・解放学習を行っていました。

平成17年度には、「雪ん子人権子ども会」へと名称を変え、平成18年度からは、小・中学校の全児童・生徒が会員となり、各小学校、中学校を拠点に活動しています。

雪ん子人権子ども会が効果的な活動ができるよう「雪ん子人権子ども会推進委員会」が組織されました。

平成18年度は、小・中学校の全児童生徒が共通した学習や人権意識の高まりをねらいとして「人権かるた」の読み札、絵札の製作を活動の中心にすえました。

企画推進は、雪ん子人権子ども会推進委員会がすすめ、その指導には、人権同和教育指導員と各校の人権教育主任があたりました。

活動内容については、「差別をなくす村民大会」で発表しました。

【今後の対策】

運営指導委員会、学校、近隣市町村、関係機関などと連携を深め、子ども、保護者及び関係機関のニーズに対応した運営に努めます。

また、子どもから大人へ、子ども会から家庭へ、人権・同和問題に関する啓発を発信するとともに、保護者を巻き込んだ運営に努め、保護者の参加意識を高めます。

6 企業内研修の充実・強化

【現状と課題】

公正な採用選考や雇用の確保、職場での嫌がらせやセクシャル・ハラスメント問題の解消など、こうした人権問題を解決するため、企業は重要な役割を担っています。

しかし、現実には、企業や経営者ごとに、同和問題や人権問題に取り組む意欲や姿勢に大きな格差が生じています。

【今後の対策】

木島平村企業内同和教育推進協議会などの関係機関と連携し、事業主に対する人権教育・人権啓発を実施することによって、企業や経営者間の人権問題に対する意欲や姿勢の格差の是正を図ります。

また、公正な採用選考や雇用の確保、職場での処遇などの労働環境の整備を促すとともに、そこに働く人々の人権が尊重された明るい職場づくりを促進します。

7 行政職員への人権教育・人権啓発

【現状と課題】

1999年（平成11年）、すべての行政職員に対し、人権尊重の視点で見た役場の雰囲気について調査したところ「人権尊重の意識を持って職務にあたっている」と答えた人は全体の55%、一方「人権とは無縁だ」と答えた人は全体の34%となっています。

行政は、村内すべての人々やすべての企業の中心的な存在であるとともに、各種人権施策の発信地でもあります。このことから、行政に携わるすべての職員は人権尊重の基本理念を常に堅持し、職務の遂行にあたることが求められます。

また、行政職員は、こうした立場の他に、地域住民のリーダー的立場でもあるという二面性を持っています。こうしたことを踏まえ、人々との接し方や電話応対、地域住民に与える影響を常に考え行動することが必要です。

【今後の対策】

行政のすべての分野で人権に配慮された施策を展開するために、管理職研修をはじめ新入職員研修、各課での職員研修など、あらゆる研修機会を通じ、人権意識の向上を図るとともに、地域住民のリーダーとして意識の向上に努めます。

8 被差別当事者の主体性と自立心の向上及び行政の支援体制の充実

【現状と課題】

現代社会には、厳しい部落差別によって、差別撤廃のための意欲と行動を阻害され、立ち上がりたくても立ち上がれない人々があります。こうした人々が自らの主体性を高め、差別撤廃の意欲と行動を身につけるため、①こうした厳しい差別の現状を一つ一つ取り除くための、社会的条件整備②被差別当事者に対する支援体制を充実する必要があります。

また、同和問題に対する各種の取り組みは、同和問題以外の課題（女性の人権に関する問題、高齢者の人権に関する問題、障害者の人権に関する問題、児童の人権に関する問題、外国人の人権に関する問題など）に比べ、歴史を有しています。部落差別の被差別当事者は、これまでの部落差別撤廃の取り組みを活かし、あらゆる差別撤廃を実現するためのリーダーとしての自覚を高め、すべての被差別状況の人たちの先頭に立って行動することが求められています。

【今後の対策】

被差別当事者と行政の良好なパートナーシップのもと、自ら主体性と自立心を高めます。

また、行政は、そのために必要な環境整備と支援体制の充実を図ります。

これらのことから、以下について取り組みます。

- ① 部落差別をはじめあらゆる人権問題に関する意識・感覚の向上を図ります。
- ② 人権問題解決のためのリーダーであることを自覚し、これまでの同和教育・啓発の反省点や成果をふまえ、あらゆる人権問題に対し主体的に取り組む意欲と実践力を養います。
- ③ 被差別当事者の主体性と自立心を向上するための条件整備及び支援体制を充実します。
- ④ 被差別当事者、関係機関、行政による、ハード・ソフト両面の同和対策事業の再検討をします。

Ⅱ 生活環境

【現状と課題】

生活環境の整備については、これまで住宅新築資金貸付事業及び改修資金貸付事業、給排水設備事業、除雪機貸与、道路拡幅事業などの諸事業の展開により一定の成果をあげてきました。

しかし、住宅事業については、これまでの事業が比較的早い時期に取り組みられたこともあって、すでに老朽化の傾向が見られます。また、高齢社会を向かえ、独り暮らしの高齢者や高齢世帯の増加が見込まれる中で、真に高齢者が生活しやすい住宅構造になっていないこと等、住宅に関する多くの課題が残されています。

また、これまでの格差是正を基本目標に実施した同和対策事業は、被差別地区外の平均的生活環境を視点を置いた事業の展開であり、こうした画一的な同和対策事業の展開によって被差別部落外との格差が是正されつつあります。しかし、現実には各個人、各家庭、生活状況など区内での生活環境や経済状況に差異が生じています。

【今後の対策】

行政、被差別当事者、関係機関と連携を深め、被差別当事者のニーズや事業の必要性、個々に視点を置いた諸事業の展開などについて十分に検討します。

また、今後見込まれる要介護者の増加や高齢者世帯、独り暮らしの増加に対応するため、福祉施策や同和対策事業の両面から、高齢者が生活しやすく、介助者が介助しやすい住宅環境の改善に努めます。

Ⅲ 就労・経済

【現状と課題】

職業の安定と、生活水準の向上とは密接な関係を保っており、充実し安定した日常生活を営むために、職業の安定と雇用の促進は重要な課題です。

2000年（平成12年）に実施した調査では、主な収入について調査した結果「年金等」と答える人が50%となり、この他、生活上の経済状態としては「十分な収入が得られている10%」「充分ではない30%」「どちらともいえない50%」となりました。こうしたことから高齢化が進む状況の中で年金に頼り、生活する上で決して十分な収入を得ていないというのが現状です。

【今後の対策】

就労は、生活の安定や心豊かな生活を営むうえで、また、生きがいや自己実現の視点からも重要な意義を持っています。この他、労働や職場を通じてのコミュニケーションや社会参画、仲間づくりの視点からも同様です。

シルバー人材センターや各関係機関と連携を深め、働ける高齢者や未就労者への雇用促進を図るとともに、職業相談・指導事業を充実し、不安定な就労実態の解消に努めます。

また、公正な採用選考が行われ、就職の機会均等が確保されるよう、企業内同和教育推進協議会や各種関係機関と連携し、企業に対する啓発・指導、事業主に対する啓発、企業内研修を実施し、新規学卒者や再就職者の就労の場の確保に努めます。

IV 保健福祉

【現状と課題】

本格的な高齢社会の到来を迎え、独り暮らしの高齢者や高齢者世帯、要介護者などの増加が見込まれる中で、これまで同和対策事業や各福祉施策を実施し、こうした高齢社会や被差別当事者のニーズに対応してきました。

特に、近年目まぐるしく変化する福祉施策においては、かつての救貧的な福祉施策から、福祉施策を各人が選択する「選択性の原則」、利用者が主体となった「住民主体の原則」、福祉に参加する「参加の原則」を基本とした福祉施策へと転換しつつあり、保健・医療・福祉に関する諸施策も充実されてきています。

【今後の対策】

被差別当事者、関係機関、行政が連携を密にし、各種福祉施策や同和対策事業について、ハード・ソフト両面から検討し、住みなれた家庭や地域で安心して生き生きと生活できる環境を整えます。

また、近年、高齢者を狙った悪質な商法が増加しています。こうした状況を迅速に把握するとともに、あらゆる広報媒体を使用し注意を促します。

V 人権センターの活用

【現状と課題】

現在、人権センターの活用については、主なものとして、人権学習、教養（交流）学習などがあり、木島平村人権センター設置条例に基づき、組織的な人権教育・人権啓発・交流・相談活動を実施しています。

今後、木島平村人権擁護に関する総合計画の諸施策推進や人権施策の発信地として、また、各種交流事業や相談・支援事業、人権問題に関する調査・研究などの活動拠点として、開かれた人権センターの運営が求められます。

【今後の対策】

- ・長野県や人権センター運営委員会など関係機関と連携を密にし充実、かつ、開かれた運営に努めます。
- ・全国隣保館連絡協議会や長野県隣保館連絡協議会と連携を密にし、時代の流れに応じた取り組みを行います。
- ・ソーシャルインクルージョンの理念に基づいた取り組みを行います。
- ・じんけんネット木島平、ふれんどりい☆ワールドをはじめ、各種団体の活動拠点として開放し、情報交換の場として一層の充実を図ります。
- ・誰もが気軽に立ち寄ることができ、そして住民に身近な施設となるよう常に心がけます。

VI 相談・支援体制

【現状と課題】

2000年（平成12年）に実施した調査の結果から、人権侵害を受けたときに「家族に相談する（50%）」と答えた人が最も多く、つづいて「運動団体に相談する（40%）」となっています。しかし、「相談する人がいない」「今まで一人でがまんしてきたから、これからもこの世を去るまでたえていく」と答える人がいること、また、高齢社会を迎え、独り暮らしの高齢者や高齢者世帯では、人権問題、生活上の不安、健康上の問題、介護に関する問題など多くの不安や悩みを抱えています。

こうした状況から、相談・支援体制の人的及び物的充実を図るとともに、こうした「相談しなくても相談できない」という状況を加味して相談事業の在り方を検討する必要があります。

また、相談内容は、現在抱えている悩みや、将来に対する不安や要望であり、広い意味では行政や地域社会、また、現行の制度や社会システム、狭い意味では家族や友人・知人に対する生の声です。こうした被差別当事者や村民の生の声から、どのように現行施策の盲点を見出し、どのように新規施策の企画立案に活用できるかが重要です。

【今後の対策】

- ・気軽に安心して相談ができ、より信頼されるよう相談体制の充実を図ります。
- ・相談・支援体制のあり方を調査・研究し、効果的な相談・支援体制の整備を図ります。
- ・総合相談窓口の設置などを検討し、安心と信頼のおける相談体制の充実を図ります。

第2節 女性の人権に関する問題

ページ

基本認識と目標

… 33

I 生涯にわたる 男女平等と 社会参画の 意識づくり	1 意識改革	①言葉の定義や目的の明確化 ②すべての村民の人権意識の向上 ③性差別の撤廃のための意識改革 ④女性自身の社会参画意識の向上	… 34
	2 生涯にわたる 学習・教育	①生涯にわたる男女平等学習の計画 ②保育園、小学校、中学校、子ども 会での男女平等教育の実施 ③社会教育での男女平等問題学習の 実施 ④家庭内での男女平等教育の推進 ⑤企業内での男女平等教育の推進	… 34
II あらゆる分野での 男女平等と共同参 画にむけて	1 政策・方針決定	①行政及び関係機関の体制の充実 ②村政への参画促進 ③行政施策の視点と方向性	… 35
	2 家庭での男女平等 と女性の人権尊重	①家庭内での男女平等の実現 ②家庭内での社会参画の協力体制 ③家庭内での女性差別の解消	… 35
	3 職場での男女平等	①職場における女性差別の解消 ②女性を取り巻く労働環境の整備と 労働条件の向上	… 36
	4 地域での男女平等	①地域活動での女性の人権尊重 ②女性の地域活動への参画促進 ③地域活動での不当格差の解消	… 37
III 家庭内における男 女の自立と困難を 抱える家族や個人 への支援	1 男女の自立	①女性の自立促進と男性の家庭生活 への参画促進 ②自立のための啓発と支援	… 37
	2 困難を抱える家族 や個人への支援	①相談体制の充実 ②支援体制の充実	… 37
IV 男女共同参画社会		①男女共同参画社会プランの策定 ②男女共同参画社会の推進 ③男女共同参画社会の啓発	… 38

基本認識と目標

日本国憲法に男女平等の理念がうたわれてから半世紀が経過し、この間、「国際婦人年」を契機に国際的協調のもとにさまざまな取り組みが展開されてきました。最近では「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女平等の基盤づくりが進んできています。

しかし、社会的には個人や団体などによる男女差別、企業内における男女間格差やセクシャル・ハラスメント問題、また、家庭内では依然として根強く残る性別役割分業意識や家庭内暴力など、真に女性の人権問題が解決され男女平等の社会が到来したとはいえません。

また、人権プロジェクト女性部会が実施した村民意識・実態調査の結果から、性別役割分業、古くからの因習や慣習、かたよった固定観念や偏見、世間体や家柄を重視する考え、家庭内暴力やセクシャル・ハラスメント問題などが根強く現存し、女性を取り巻く環境の厳しさが明確になりました。

また、人権侵害は男性による女性に対するものばかりではありません。女性による女性及び男性への差別、高齢者への差別、子どもの虐待、部落差別など、女性自ら差別する側の立場に立つことは絶対にあってはなりません。

これらの女性の人権に関する問題は男性の問題だけでなく、女性自身の問題でもあります（男性問題も同様）。特に女性の人権問題と男性問題は相互に関連していることから、男女が共に性差に関する人権問題について認識を高め、共に自立し、協力し合って、両性の人権が尊重された村を築きます。

I 生涯にわたる男女平等と社会参画の意識づくり

1 意識改革

【現状と課題】

実施した調査の中では、「男女平等という言葉があるから男女不平等が生れる」「男性と同じ事をするのが男女平等?」「男女共同参画社会とは?」「少子化とは?」などの意見が寄せられました。

女性の人権問題を解決するためには、長い歴史の中で培われた女性差別、性別役割分業、古くからの因習や慣習などを、男女がともに一つひとつ紐解き「何が女性差別なのか」「男女平等社会とはどのような社会なのか」などを明確にし、女性の人権問題を理解したうえで「性別役割分業（男性は仕事、女性は家事・育児）」から「状況対応的分担（できる時に、できる人が行う）」へ、また「女らしさ、男らしさ」から「その人らしさ」へ転換を図ることが重要です。

【今後の対策】

- ①言葉の定義や目的の明確化
- ②すべての市民の人権意識の向上
- ③性差別の撤廃のための意識改革
- ④女性自身の社会参画意識の向上

2 生涯にわたる学習・教育

【現状と課題】

それぞれの個性を認め合い、男女がともに一人の人間として尊重され差別や偏見のない人格を形成するためには、幼児期から生涯にわたり、あらゆる場面であらゆる人権問題を学習し、男女平等意識と人権尊重の意識を育てていかなければなりません。

家庭内での人権教育をはじめ、保育園での人権教育、雪ん子人権子ども会を含む学校教育、社会教育、企業内研修、生涯学習など、あらゆる場所、あらゆる機会を通じ、継続的に生涯にわたる人権教育・人権啓発を実施することが重要です。

【今後の対策】

- ① 生涯にわたる男女平等学習の実施
- ② 保育園、小学校、中学校、雪ん子人権子ども会での男女平等教育の実施
- ③ 社会教育での男女平等学習の実施
- ④ 家庭内での男女平等教育の推進
- ⑤ 企業内での男女平等教育の推進
- ⑥ 分館同和学習会、隣組同和学習会での男女平等学習の推進

Ⅱ あらゆる分野での男女平等と共同参画に向けて

1 政策・方針決定

【現状と課題】

村内の人口の約半分を占める女性が、男性とともに政策・方針決定の場に参画することは、女性の人権問題解決のため、また、両性の視点に立ったバランスの取れた社会をつくるためにも重要です。

女性の人権問題は社会的弱者（社会的に弱いあるいは不利な立場に置かれている人。歴史的経過により部落差別を受けている人、子ども、高齢者、障害を持つ人、外国籍を持つ人など）との問題とも密接に結びついてきます。女性の視点からさまざまな社会問題を考えることは、同時に、社会的弱者の視点から、社会問題を考えることにつながってきます。

行政のあらゆる分野で女性をはじめ社会的弱者が当たり前の生活が出来るよう、社会的弱者の視点からの事業展開が望まれます。

【今後の対策】

- ①行政及び関係機関の体制の充実
- ②村政への参画促進
- ③行政事業の視点と方向性の明確化

2 家庭での男女平等と女性の人権の尊重

【現状と課題】

家庭は、社会の基本となる生活共同体であり、家庭生活の充実と安定、また、家庭の中での男女間の協力体制の充実は、平和で明るい地域社会の基礎であるともいえます。

しかし、社会の仕組みや日常の生活の中には、社会的、文化的に形成された不合理な格差があり、これが男女間の不当な格差を作り出す原因となっています。

こうした歴史的・文化的背景や社会システムに左右されない確かな人権感覚を身につけることにより、性差による不合理な格差を「人権問題」として捉え、その解決に向け行動することが重要です。

また、家庭内で起こる女性の人権問題の最たるものに、夫婦間暴力、家庭内暴力があります。これらは発見しにくいというえ、その家族、特に人格形成期にある子どもにとっては大きな悪影響を与えます。

地域社会の基礎である家庭生活の中で、男女が互いに個としての人格を尊重し、日常生活の中で差別撤廃の実践につながるよう、家庭へ向けて啓発を行うことが必要です。

【今後の対策】

- ① 家庭内での男女平等の実現
- ② 家庭内での社会参画の協力体制の促進
- ③ 家庭内での女性差別の解消

3 職場での男女平等

【現状と課題】

近年、家事の省力化や女性のライフスタイルの変化などにより、働く女性が増え続けています。女性の人権が尊重される社会の実現や地域の活性化のためにも、地域企業の果たす役割は重要です。

1999年（平成11年）に実施した調査では「性別役割分業」「介護」「少子化」の理由の一つに「夫の方が収入が多い」「子育てにはお金がかかる」があげられ、また、男女が平等な立場で協力し合っていくためには女性自身が経済力をつけたり、知識や技術を習得する（42%）と経済面が大きく影響していることがうかがえます。

また、女性が働く場での、不当な労働条件や処遇、人権侵害は、女性のみの問題ではなく、その家族にも悪影響を及ぼします。

女性が安心して働き続けられる労働環境の整備を促すとともに、職場における性別役割分業意識の解消やセクシャル・ハラスメント対策など女性の人権保障と労働環境の向上を図ることが重要です。

【今後の対策】

- ① 職場における女性差別の解消
- ② セクシャル・ハラスメント問題、女性のエンパワーメント（注1）など、女性の人権が尊重され、安心して生き生きと働ける労働環境の整備及び労働条件の向上
- ③ 育児・介護休業法やリプロダクティブヘルス・ライツ（注2）など母性保護の視点から、女性の人権を尊重する労働環境の整備及び条件の向上
- ④ 女性の人権が真に尊重された労働条件や労働環境を構築するため、国・長野県、関係機関への積極的な働きかけ（女性の人権問題に関する関係条約、関係法について）

（注1）エンパワーメント

エンパワーメントとは主に「力をつけること」と訳されますが、主に「権限」「生活」「知識と技能」「適正な情報」「ネットワーク」「労働と生計を立てる手段」などがあり、それぞれの要素は相互関係にあるといわれています。また、個々の能力を十分に発揮するためには、平等で公平な社会の実現が必要不可欠です。

（注2）リプロダクティブヘルス・ライツ

リプロダクティブヘルスは、生殖に関する「健康」と「権利」のことです。

「健康」としては、「安全で満足できる性生活」「安全な出産」などがあげられます。

「権利」としては、「子どもを生むかどうか」「いつ生むか」「何人生むか」を決定する自由、そして「生殖や性に関する適切な情報とサービスを得られる権利」などがあげられます。

4 地域での男女平等

【現状と課題】

調査の中から、地域活動や区の行事、酒宴の席で人権を侵害されたと感じる人が少なくありません。

その主なものは、からかいやひやかしが多く、必ずしも悪気があつて発せられた言葉ではないのが特徴です。このことが人権問題を考える上で最も大きな課題でもあります。

また、地域活動や区などの参画状況は、全体の 72%の人が区や組の責任ある役職は男性が占めていると答え、34%の人が役員や組織の運営事項は男性だけで決めていると答えています。

地域の中の約半分は女性であり、地域活動や区の運営も、両性の視点に立った運営を図ることが重要です。

【今後の対策】

- ① 地域活動での女性の人権尊重
- ② 女性の地域活動への参画推進
- ③ 地域活動での不当格差の解消

Ⅲ 家庭内における男女の自立と困難を抱える家族や個人への支援

1 男女の自立

【現状と課題】

女性の社会進出が活発となった今日、女性自ら自立し社会に進出することと、家庭内における男性自身の自立は密接に関係してきます。女性の人権問題を単に女性だけの問題として捉えるのではなく、男性の問題として考え、家庭、家事、育児、介護、仕事、地域活動などさまざまな分野で、男女がともに良好なパートナーシップを形成することが重要です。

【今後の対策】

- ① 女性の自立促進と男性の家庭生活への参画促進
- ② 自立のための啓発と支援

2 困難を抱える家族や個人への支援

【現状と課題】

男女共同参画社会基本法が制定され、社会的には男女平等の基盤づくりが進んできたものの、多くの家庭では家事、育児、介護などは女性が中心となって担っています。

介護や育児を要する家庭や一人親家庭では、教育や進学、しつけなど子育てに関する悩みや、経済上の不安など、多くの精神的、身体的な問題を抱えています。このような悩みや不安を抱える人々の人権に配慮し、社会全体で支援していく体制づくりを進めることが重要です。

【今後の対策】

- ① 相談体制の充実
- ② 支援体制の充実

IV 男女共同参画社会

【現状と課題】

男女共同参画社会基本法では「男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的扱いを受けないこと、その他の男女の人権が尊重されることを旨として行われなければならない」としたうえで、国と地方公共団体に対しては「積極的改善措置を含む施策の総合的な実施」が、また、国民に対しては「職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に努めなければならない」とし、それぞれの責務が掲げられています。

これらの趣旨をふまえ、「人権尊重の視点」を盛り込んだ、男女共同参画社会に関するプランを実践することが重要です。

【今後の対策】

- ① 男女共同参画社会プランの策定と計画的な実践
- ② 男女共同参画社会の推進
- ③ 男女共同参画社会の啓発

第3節 高齢者の人権に関する問題

ページ

基本認識と目標

… 4 0

I 高齢者の人権に関する人権教育・人権啓発の推進

… 4 1

1 高齢者を取り巻くすべての人々の人権意識の向上

… 4 1

2 高齢者自身の意識改革と人権意識の向上

… 4 1

II 高齢者の人権に配慮された行政施策の推進

… 4 2

1 高齢者の視点に立った行政の推進

… 4 2

2 安心して暮らせる環境整備

… 4 2

3 憩いの場の整備

… 4 3

4 相談・支援体制の充実

… 4 3

III 高齢者の社会参加の促進

… 4 4

IV 家庭内コミュニケーション

… 4 4

基本認識と目標

わが国では、大幅な平均寿命の伸びと出生率の低下により急速に高齢化が進んでいます。

介護を必要とする高齢者の増加や、介護を必要とする期間の長期化が見込まれる一方で、少子化や核家族化の進行などから、家庭内扶助や家庭内介護の機能の低下といった問題が生じてきています。こうした状況下、家族への過度の負担が、介護放棄やいじめ、虐待、ときには高齢者の孤独死や自殺、家庭介護を悲観しての道連れ自殺など、高齢者の人権を無視する事態を引き起こしています。

住み慣れた家庭や地域で、人間としての尊厳を保ち、安心して自立した生活を送ることは、高齢者のみならず、すべての人々の願いです。高齢者の思いや願いを尊重し、高齢者自身とその家族の人権に配慮された住環境の整備や各種福祉サービス、相談事業の一層の充実を図る必要があります。

また、介護を必要とする人の割合は高齢者全体の8%（介護保険制度による村内の要介護認定者）であり、多くの人々は健康に留意しながら、自立した生活を送っています。

こうした人々にとっては、介護問題に関連した人権侵害は少ないものの、高齢者に対する固定的な考えや偏見により、差別や人権侵害を受けている場合があります。特に、家庭内で起こる身体的暴力や言葉による精神的暴力、疎外や孤立といった問題は、発見しにくいといった課題もでてきます。

このような高齢者に対する人権侵害を解消し、高齢者の人権が尊重され、明るい村を築くため、第1に、充実した人権教育・人権啓発機会を提供し、高齢者を取り巻くすべての人々の人権意識を高める必要があること。第2に、高齢者の視点に立った各種行政施策を推進する必要があること。第3に、高齢者自らの健康に留意しながら、できることは積極的かつ前向きに努力をし、第二の現役世代として、再度、社会に貢献する必要性があること。第4に、高齢者及びその家族の人権に配慮しながら地域全体で支援する「共生意識」の醸成が必要であること。以上の4点を念頭に置きます。

こうした高齢者の自立心や社会参画意識の向上には、老人クラブやボランティア団体などが極めて重要な役割を担っています。高齢者が、自分の人権を守るために、今後どのように他の人々の人権を守るのか、また、今後どのように学校、行政、地域などに貢献をするのか、また、これまで培ってきた知識や経験をどう次世代に伝え残すのかが問われる重要な時期です。こうしたことから、これからの高齢者は、健康で生き生きと、明るく社会に貢献することで若い世代に希望を与えることができる高齢者へと変わっていく必要があります。

また、高齢者の人権が尊重された村を築くため、行政、学校、地域社会、各種団体、企業など、高齢者を取り巻くすべての人々が「共生意識」を醸成し、一体となって高齢者及びその家族を支える基盤整備が必要です。

I 高齢者の人権に関する人権教育・人権啓発の推進

1 高齢者を取り巻くすべての人々の人権意識の向上

【現状と課題】

人権プロジェクト高齢者部会が実施した調査では、全体の8%の人が差別や人権侵害を受けており、そのほとんどが「いい年をして」「年寄りのくせに」などの言葉によるものでした。

高齢者に対する固定的な考えや偏見、また、否定的な考えは、高齢者の社会参加を妨げるばかりでなく、高齢者に対する疎外や虐待につながる恐れがあります。

【今後の対策】

高齢者は長年にわたり社会を支え、貢献してきた人々であり、尊敬の念を持って接すること、高齢者の思いや願い、人格や意向を尊重すること、高齢者の人権に十分配慮すること、これらのことなどについて啓発を行います。

また、地域全体で介護が必要な高齢者を支えていく必要があることから、福祉施設を利用する際に生じる世間体などの心理的な抵抗感を軽減したり、地域住民に対して各種の制度を幅広く普及し、介護に関する地域住民の理解を得ます。

さらに、高齢者を取り巻くすべての職業に従事する職員等について、引き続き人権意識や資質の向上を図り、高齢者の人権やその家族の人権に配慮されたサービスを提供します。

2 高齢者自身の意識改革と人権意識の向上

【現状と課題】

人権プロジェクト高齢者部会が実施した調査では、高齢者自ら「年寄りはいない方がいいに決まっている」「余計物」「やっかい物」とマイナス思考を持っている人が少数ですが存在します。こうした考えは無気力化を招くとともに、自分自身の可能性と行動範囲を狭めてしまうことになります。

また、高齢者自身も主体的に人権意識を高め、差別や人権侵害を受けた場合には、自ら手をあげ、心の痛みを伝えるなど、自らできること、また、しなければならないことは積極的かつ前向きに行動で示すことと、常に差別する側の立場に立つ可能性があることを自覚し、自ら部落差別や女性差別、障害者差別や在日外国人差別などのあらゆる人権問題の認識を深め、差別撤廃の意欲と行動力を養う必要があります。

【今後の対策】

高齢者のニーズや意欲に配慮した生涯学習や高齢者学級など学習機会を提供することにより、高齢者自身の人権意識を図るとともに、高齢者自身の能力開発、意識改革を図ります。

Ⅱ 高齢者の人権に配慮された行政施策の推進

1 高齢者の視点に立った行政の推進

【現状と課題】

高齢者の視点で見た村内のハード部分に関しては「スロープや手すりがない」「段差がきつい」「スロープや手すりがあっても利用しにくい」といった問題が生じています。

高齢者や障害を持つ人々の視点に立った施策を展開し、真に利用しやすい公共施設や住環境の整備を図る必要があります。

【今後の対策】

高齢者の視点での諸施策の推進は、同時に、社会的に弱いあるいは不利な立場に置かれている人々（子どもや女性、障害者など）の視点からの施策につながります。

公園や憩いの場、交通機関や道路、分館や公共施設などについて、村内の現状を高齢者の視点から見直すと同時に、行政のすべての分野で高齢者の人権に配慮された施策を展開し、真に高齢者をはじめすべての人々が、安全かつ便利に利用できるよう環境の改善を図ります。

また、大きな文字で、分かりやすい文書や、聞こえにくい高齢者の相談方法など常に高齢者の人権に配慮された職務の執行に努めます。

2 安心して暮らせる環境整備

【現状と課題】

村内に住む高齢者の 52%の人が「村に住んでよかったと感じる」と答えており、その主な理由は「人々が温かい」「自然が豊富」でした。一方、4%の人が「村に住んでよかったと感じない」と答えており、その主な理由は「冬期の雪対策」でした。

住みなれた家庭や地域で自立した生活を送りたいと願う人が多くなっています。

しかし、現実には、冬期間の除雪対策や自家の構造など住環境の問題をはじめ、介護に関する不安、施設利用の際に生じる世間体の問題など多くの不安や悩みを抱えています。

【今後の対策】

家庭介護者、地域住民などを対象とする研修を実施し、家族や地域の人々の理解を深めるとともに、介護技術や知識の普及に努めます。また、平成 19 年 4 月 1 日に地域包括支援センターを設置し、高齢者やその家族が抱える心配ごとについて、相談体制の充実に努めるとともに、成年後見制度などの権利擁護体制の整備を図ります。

また、独り暮らしの高齢者が増加する傾向にあり、日常生活の支援体制や緊急時の連絡体制の整備を図るとともに、各種ボランティア活動を積極的に支援することで、安心して暮らせる環境の整備を行います。

近年、高齢者を狙った悪質な商法が増加しています。こうした状況を迅速に把握するとともに、あらゆる広報媒体を使用し注意を促します。

3 憩いの場の整備

【現状と課題】

人権プロジェクト高齢者部会が実施した調査では「身近なところに高齢者が集う憩いの場が必要」「高齢者の力を集めて地域興しをしたいが集まる場所がない」「他人の家に入るには気を使う」と答える人が多く、こうした高齢者の意欲と能力を生かしつつ、家に閉じこもりがちな高齢者の活動範囲を広げる対策が必要です。

【今後の対策】

高齢者の活性化や地域活動、また各種ボランティア、生きがい対策や交流などの活動拠点を、今後検討していく必要があります。

4 相談・支援体制の充実

【現状と課題】

前述したように、高齢者やその家族は、人権問題、生活上の不安、介護問題、健康上の不安など多くの不安や悩みを抱えています。しかし、長野県や村で実施している相談業務は相談内容に応じた専門機関ごとの対応が主になっており、専門的的確な助言、指導を受けることができるという点で優れています。相談内容によっては「どこに相談したらいいのかわからない」などの事例もでてきています。

また、家族による身体的暴力や言葉による精神的暴力、疎外や孤立といった高齢者に対する人権侵害は、家庭内で起こるため発見しにくいといった問題も生じてきます。

【今後の対策】

現在、村で実施している心配ごと相談をはじめ各種の相談事業の充実を図り、高齢者自身の悩みや、その家族の悩みなどを軽減します。

また、介護や健康に対する総合相談窓口として「地域包括支援センター」がその役割をはたします。

- ① 誰もが気軽に安心して相談ができ、より信頼されるよう相談機関の充実を図ります。
- ② 相談者及び相談内容は広範かつ多岐にわたるため、相談機関に関する情報を幅広く提供します。
- ③ 相談員の一層の人的充実、資質の向上を図り、多様な相談内容に適切に対応できる体制を整備します。
- ④ 相談内容によっては、複数機関に関連することもあり、各関係機関との連携を密にし迅速な対応ができる体制を整備します。

Ⅲ 高齢者の社会参加の促進

【現状と課題】

前述したようにマイナス思考を持つ人がいる一方で「資格を生かし、社会に貢献したい」「介護が得意なのでボランティアをしたい」「ワープロ・パソコンを習いたい」とプラス思考を持つ人が多い傾向にあります。

高齢者に対する偏見や固定的なイメージを打破するためには、各種ボランティア活動や地域活動へ主体的に参加し、第二の現役時代として、社会に貢献することが重要です。当然のことながら、村内に暮らすすべての人々が加齢とともに、高齢者の仲間に入ります。現在の高齢者の生き方は、今後高齢者になる人々の見本であり、現在の高齢者がどんな生き方をするのか、また、知識や経験をどう次世代に伝え残すかが問われる重要な時期です。

こうした、高齢者の意欲と能力を十分に引き出す手法を確立し、高齢者の個々の適性に応じた意欲と能力を、福祉施策や行政施策、社会活動、ボランティアなどに生かせる体制整備が必要です。

【今後の対策】

高齢者との交流や社会参加について、学校、地域、企業などに積極的に働きかけることにより、積極的に社会活動に参加できる基盤整備を図ります。

また、生涯学習や高齢者学級などを通じ、高齢者の意欲と能力を引き出すとともに、各種団体と連携を深めながら社会参加を促進します。

Ⅳ 家庭内のコミュニケーション

【現状と課題】

全国的には、高齢者の孤立や疎外、放置といった問題は大きな社会問題となっています。

調査の結果から、「若い人と話しが合わない」「家庭内の話し合いがない」「自分の家においてぬくもりを感じられない」など家族とのコミュニケーションの難しさを感じている高齢者が少なくありません。

こうした高齢者に対する疎外や孤立、放置を取り除くためには、各家庭の家族一人ひとりが高齢者に対する理解と敬意を育み、重要な社会の一員としての「共生意識」を醸成する必要があります。

【今後の対策】

高齢者のニーズや意欲に配慮した生涯学習や高齢者学級など学習機会を提供することにより、高齢者自身の能力開発や話題づくりを支援します。また、人権教育・人権啓発機会の充実を図り、高齢者を取り巻くすべての人々の理解を深めます。

また、高齢者や障害者など人権問題を解決する基本的対策は、家庭内のコミュニケーションにあります。福祉施策とのバランスを踏まえ、地域及び家庭内コミュニケーションのあり方を検討します。

第4節 障害者の人権に関する問題

	ページ
基本認識と目標	… 46
I 障害や障害を持つ人々に関する人権教育・人権啓発	… 47
1 障害を持つ人々を取り巻くすべての人々の人権意識の向上	… 47
① 用語の定義の定着及び不適切な用語の撤廃	
② 障害者の人権問題を自らの課題として理解と認識を深める人権教育・人権啓発	
2 障害を持つ人々の社会参画意識と人権意識の向上	… 48
① 障害を持つ人々の人権意識の向上	
② 障害を持つ人々の社会参画意識の醸成	
II 障害を持つ人々の人権に配慮された総合行政	… 49
1 障害を持つ人々の視点に立った行政施策の推進	… 49
① 行政職員の意識向上	
② 真に利用しやすい公共施設への配慮	
③ 医療・福祉施設職員に対する人権教育・人権啓発の推進	
④ 企業に対する人権教育・人権啓発の推進	
⑤ 障害福祉計画の策定	
2 安心して生活できる住宅の促進	… 50
3 活動の場の充実	… 50
4 障害者雇用の促進	… 50

基本認識と目標

「国際障害者年」（１９８１年）、「国連・障害者の１０年」（１９８３年～１９９２年）、「アジア太平洋障害者の１０年」（１９９３年～２００２年）などを契機に、さまざまな取り組みが展開され、障害を持つ人もそうでない人も、ともに暮らし、ともに生き、人間としてあたりまえの生活をおくる社会こそ正常（ノーマル）であるというノーマライゼーションの理念が徐々に浸透してきました。

しかし、障害を持つ人々を取り巻く環境には、制度的、物理的、文化・情報面、意識上などさまざまな問題があります。また、障害や障害を持つ人々に対する誤った理解や偏見から生じる差別や人権侵害も依然として残っています。

こうしたさまざまな問題が取り除かれ、真のノーマライゼーション社会を実現するため、その意味や目的を地域社会に定着させるとともに、行政、学校（保育園・雪ん子人権子ども会を含む）、地域、企業などすべての人々が一体となって、人権が尊重された村を築きます。

I 障害や障害を持つ人々に関する人権教育・人権啓発

1 障害を持つ人々を取り巻くすべての人々の人権意識の向上

【現状と課題】

障害や障害を持つ人々に対する誤った認識や理解不足により、さまざまな人権侵害が生じています。

これらの人々に対する理解と認識を深めると同時に、「私は何をすべきか」を関連付けることによって、同じ社会の構成員として、ともに助け合い、協力し合う意識を養う必要があります。

【今後の対策】

① 用語の定義の定着及び不適切な用語の撤廃

ノーマライゼーション、バリアフリー、ユニバーサル・デザインなど、障害者の人権問題に関する用語が数多く存在します。こうした用語の理解を深めるとともに、地域社会に定着するよう努めます。

また、障害や障害を持つ人に関する不適切な用語や表現については、学習や人権教育・人権啓発を通じ、その用語の持つ差別性に気付く感覚を養い、こうした表現を無くしていこうとする意欲と行動を高めます。

② 障害者の人権問題を自らの問題として理解と認識を深める人権教育・人権啓発

障害者の人権問題を自分の問題として理解と認識を深める人権教育・人権啓発に努めます。

また、地域全体で障害を持つ人々とその家族を支えていく必要があることから、福祉施設を利用する際に生じる世間体などの心理的な抵抗感を軽減するため、地域住民に対して幅広く啓発します。

2 障害を持つ人々の社会参画と人権意識の向上

【現状と課題】

差別や人権侵害は、相反する者（障害を持つ人と持たない人、女性と男性）によるものとは限りません。

このことは、身体に障害を持つ人による精神に障害を持つ人に対する差別、あるいは障害の状態や部位による差別、また、部落差別、女性差別や高齢者差別といった、他の障害を持つ人、また、他の人権問題に対して、差別する側の立場に立つ可能性があることを認識する必要があります。

こうした差別する側の立場に立つことのないよう、あらゆる人権問題について学び、自ら率先して差別撤廃のための意欲と行動力を高めていくことが重要です。

また、障害者の人権問題は、高齢者、女性、子どもといった問題とも密接に結びついてきます。障害を持つ人々の視点から暮らしやすい地域社会を考えることは、同時に、すべての人々が暮らしやすい地域社会を考えることにつながってきます。

障害を持つ人々の社会参画意識を高めるとともに、こうした人々の意見や視点が反映できる体制整備が必要です。

【今後の対策】

① 障害を持つ人々の人権意識の向上

障害及び障害を持つ人々に対する差別及び人権侵害の現状について学び、障害者差別を撤廃するための意欲と行動力を高めます。

また、あらゆる人権問題について学び、自ら差別する側の立場に立つことのないよう実践力を養います。

行政は、差別撤廃と人権尊重の意欲を高めるため、効果的な学習機会を提供します。

② 障害を持つ人々の社会参画意識の醸成

前述したように、障害を持つ人々や高齢者が生活しやすい村づくりは、同時にすべての人々にとって生活しやすい村づくりにつながります。

誰もが住みやすい村づくりのため、障害を持つ人々の社会参画意識の高揚を図ります。

Ⅱ 障害を持つ人々の人権に配慮された総合行政

1 障害を持つ人々の視点に立った行政施策の推進

【現状と課題】

公共施設については、現在車椅子使用者の利用を考慮したスロープや、障害を持つ人用のトイレの整備、段差の解消などについて、随時実施してきました。しかし、利用者の視点からは、「スロープの勾配がきつい」「利用しにくい」といった意見が聞かれます。

公園や憩いの場、交通機関や道路、分館や公共施設などについては、障害を持つ人々の意見や視点を積極的に取り入れ、真に安全かつ便利に利用できるよう配慮する必要があります。

【今後の対策】

① 行政職員の意識向上

行政は人権施策の発信地であることから、行政が展開するすべての事業は、「社会的に弱い、あるいは不利な立場に置かれている人々の人権」に配慮されたものでなければなりません。

このため、職員研修や各課の自主研修において、障害者の人権問題やあらゆる人権問題について学び、人権問題に関する主体的配慮、また、きめ細かな気配りができる職員の育成に努めます。

② 真に利用しやすい公共施設への配慮

公共施設の新築あるいは増改築時には、障害を持つ人々の意見を取り入れることによって、真に利用しやすい施設整備に努めます。

③ 医療・福祉施設職員等に対する人権教育・人権啓発の推進

医療・福祉施設職員等に対しては、職員研修を一層充実・活性化し、人権意識や資質の向上に努めます。また、障害を持つ人々の人権やその家族の人権に配慮された福祉サービスを提供します。

④ 企業に対する人権教育・人権啓発の推進

行政事業に携わる企業は、地域住民と直接接する機会が多いことから、請負企業の社員一人ひとりに「人権尊重の基本理念」を浸透させる必要があります。

このため、事業実施の主管課において人権啓発を実施し、事業に携わるすべての人々の人権意識の向上を図ります。

⑤ 障害福祉計画の策定

障害者自立支援法や人権擁護に関する総合計画の趣旨・目的を踏まえ、障害を持つ人々の人権に配慮された「障害福祉計画」を策定します。

2 安心して生活できる住宅の促進

【現状と課題】

高齢社会の進行や障害を持つ人々や家族の高齢化に伴い、日常生活に介助を要する人が増加する一方、住みなれた家庭や地域で自立した生活を送りたいと願う人が多くなっています。しかし、住宅施設においては、主体が各家庭にあるため、バリアフリー住宅の推進を図るには難しい状況です。

【今後の対策】

バリアフリー住宅については、「障害を持つ人々が、日常生活の中で、何に対し不自由を感じているか」「バリアフリー住宅がなぜ必要なのか」を関連付けて啓発することによって、障害や障害を持つ人々及びバリアフリーの住宅への理解と認識を深めます。

また、増改築時の相談体制の充実や、建築関係の専門家が適切なアドバイスができるよう情報の提供を行います。

この他、長野県福祉のまちづくり条例や施行規則をもとに、バリアフリーの住宅に関するマニュアルづくりも検討していく必要があります。

3 活動の場の充実

【現状と課題】

障害の重度化・複雑化に伴い、一般企業で働くことが困難であったり、日常の生活に制約を余儀なくされる人々が増加する傾向にあります。

障害を持っていても、さまざまな形態で社会と接し、作業や創作活動、交流やレクリエーション活動などを通じ、生きがいを持って活動できる場を確保・充実する必要があります。

【今後の対策】

交流やレクリエーションを通じ、障害を持つ人々自身の社会参加意識、生きがいや自立心を高めます。

4 障害者雇用の促進

【現状と課題】

障害を持つ人々の雇用については、事業所の種類ごとに法定雇用率が定められています。しかし、長引く経済不況は、法定雇用率の未達成や賃金格差といった形で、障害を持つ人々にとって厳しい状況となっています。

【今後の対策】

企業内同和教育推進協議会、各種団体や関係機関と連携し、障害を持つ人々が生涯を通じ安心して働く環境づくりを推進するとともに、不当な賃金格差や差別待遇の撤廃に努めます。

また、就労意欲ある人々の意見を尊重し、個々の障害に配慮した適切な職業紹介に努め、障害を持つ人々の就労率の向上を図ります。

第5節 児童（子ども）の人権に関する問題

	ページ
基本認識と目標	… 5 2
I 学校	… 5 3
1 人権教育の充実	… 5 3
2 豊かな人格を形成するための開かれた学校教育	… 5 3
3 保護者や家庭に対する人権教育・人権啓発の発信	… 5 3
II 家庭	… 5 4
III 地域	… 5 5
IV 相談体制の充実	… 5 6

基本認識と目標

21世紀を担う子どもたちが心身ともに健やかに育つことは市民すべての願いです。

1994年（平成6年）に、発効された「児童の権利に関する条約」では、子どもを「保護の対象」から「権利行使の主体」としても位置付けることにより「子どもの最善の利益」が優先されるように、社会全体で努力する必要があることを明記しています。

近年、わが国では、物質文明の進展、共働き家庭の増加、核家族化、家庭や地域での子育て機能の低下、少子化など、子どもたちが生まれ育つ家庭や地域の環境が著しく変化しています。その結果、家庭や地域、また、友だちとのふれあいの減少などにより、子どもの人権感覚を育むために一番重要な「心の豊かさ」が失われてきています。当然の事ながら子どもは人格を持った一人の人間として、尊重されなければなりません。しかし、現実には、個性や成長の度合いにより差別の対象とされることが多くあります。

人権プロジェクト児童（子ども）部会が実施した調査結果から、小学生の67%、中学生の55%が「差別」「いじめ」「仲間はずし」を見ており、また、小学生の45%、中学生の27%が実際に被害を受けていると答えています。

差別や人権侵害は「人権侵害の連鎖性（注1）」や、「人権侵害のエスカレーション（注2）」などにより、他生徒や世代間を超え悪影響を与えるとされています。これらを阻止するためにも、これまで問題視されにくかった小さな人権侵害から早期に発見し、人権問題の根本的解決を図る必要があります。

また、人権を尊重し、差別や人権侵害を許さない人格を形成するには、子どもの時期からの人権教育が極めて重要です。学校、地域社会、家庭、行政など子どもを取り巻くすべての人々が一体となって、充実した人権教育をバランスよく行うことにより、子ども自身の自立心と正義感、責任感を養い、差別や人権侵害に対し「しない」「させない」「許さない」「見逃さない」という意識の醸成と「生きる力」の育成を図ります。

注1 人権侵害の連鎖性

- ①差別や人権侵害を見た子どもが、自分も仲間に加わるという同世代間の人権侵害の連鎖
- ②人権侵害や虐待を受けた子どもが、大人になった時に同じく子どもに対して虐待するという世代を超えた連鎖

注2 人権侵害のエスカレーション

はじめはあまり問題視されない小さな差別、無視、仲間はずしが、悪質ないじめ、部落差別、女性差別、高齢者差別、外国人差別へエスカレートしていくこと

I 学校

【現状と課題】

中学校の学習指導要領では、道徳教育の基本的観点として「学校は、子どもたちの豊かな人格を形成していく場である。それは21世紀の学校においても変わることはない。すなわち、子どもたちが友達や教師と共に学び合い活動し、自分がかげがえのない一人の人間として大切にされ、頼りにされていることを実感でき、存在感と自己実現の喜びを味わえるようにしていくのが学校である」としています。こうした意味でも学校は「差別」や「いじめ」など、子どもの人権問題の解決に向けて大きな責任を有しています。

人権プロジェクト児童（子ども）部会が実施した調査の結果から、小学生の65%、中学生の55%の生徒が「先生は親切に相談にのってくれる」と答える一方で、小学生の11%、中学生の16%の生徒が「相談できる先生は一人もいない」と答えています。また「いじめや差別を受けた時に担任の先生に何をしてほしいか」という質問に、小・中学生とも「分かってほしい」「話し合いの機会をもって注意してほしい」という答えが多数を占めました。

こうした事から、いじめや人権侵害を許さない学校づくりに、努力を重ねている今日、生徒一人ひとりに目が行き届き、子どもの視点に立った学校運営が求められます。

また、次世代を担うすべての子どもたちが、心身ともに健やかに育つことは市民すべての願いです。地域社会、地域企業、各家庭、各種団体などと連携を深めながら、子どもたちの豊かな人格形成と開かれた学校づくりへの取り組みが必要です。

【今後の対策】

1 人権教育の充実

学習指導要領では①体験活動を生かした心に響く道徳教育の実施。②家庭や地域の人々の協力による開かれた道徳教育の充実。③未来に向けて自らが課題に取り組み、共に考える道徳教育の推進。以上の3点を基本方針としています。

しかし、教育時間の短縮などにより、多忙を極める教育現場では、本当に子どもの心に届き、生き方に影響するような授業の展開は難しいとの指摘もあります。

子ども達にとって学校は、「勉強や学習の場」だけでなく、一日の大半を過ごす「生活の場」でもあります。道徳の時間だけでなく、すべての教科、すべての遊び、すべての生活が人権教育の場でなければなりません。こうしたことから学校内のあらゆる場面で人権問題を学ぶ機会を確保します。

2 豊かな人格を形成するための開かれた学校教育

保育園や学校、高齢者、障害を持つ人など、より多くの人々と積極的に交流することにより、いたわりの心と人との接し方を学び、より多くの企業や職業を体験することで、大人の苦労や豊かな人格を形成します。

各学校とも創意工夫し、児童・生徒の人権感覚の向上を図るとともに、保護者の参加を促し、保護者自身の人権感覚の向上と、人権教育に関する理解を深めます。

3 保護者や家庭に対する人権教育・人権啓発の発信

学校や家庭は、人権問題に関する認識や学習を深める場だけでなく、実践の場でもあります。学校で学び得た知識が、知識として留まることのないように、学校、家庭や遊びといった毎日の生活の中で、差別撤廃のための実践に結びつけなければなりません。このため、保護者や各家庭に向けて人権教育・人権啓発を発信し、子どもを取り巻く家族（大人）からの実践を促します。

Ⅱ 家庭

【現状と課題】

幼児期から豊かな情操や思いやり、善悪の判断など人格形成の基礎を育むうえで家庭教育の果たす役割は極めて重要です。

村内のすべての子どもは、学校で発達段階に応じ人権・同和問題に対して正しい認識を深め、人権感覚を高めています。しかし、こうした人権・同和問題に対する正しい考え方や、高められた人権感覚が、家族の理解不足や、無責任な言動によって阻害されるケースも見受けられます。

このように、家族の人権・同和問題に対する姿勢や考え方、言動がそのまま子どもの人権感覚に反映されることから、子どもを取り巻くすべての家族は地域学習や学校主催の人権・同和学習会、村主催の各種研修会などあらゆる人権教育・人権啓発機会に積極的に参加することで、子どもに接する一番身近な教育者であることを自覚するとともに、今までの生活の中で何気なく使っている言葉を見直すとともに、あらゆる人権問題を解決するための実践が必要です。

また、いじめ問題や家庭内で起こる精神的・肉体的暴力、低年齢化する性の商品化問題など、子どもの人権を無視する行為は、子どもの健やかな発育・発達を損ない、心身に大きな傷を残します。これら子どもに関する人権問題を早期に発見し、迅速な対応ができるよう家庭内における体制を整える必要があります。

【今後の対策】

子どもの人権感覚は、前述したとおり家庭教育の在り方と大きく関わっています。人間として備えるべき基本的な考え方や態度、また、善悪の判断や正義感、他人への思いやりや弱い者を助ける勇気など、これらを子どもの身に付けさせる一義的な責任は、第一に家庭にあります。

子どもを取り巻く家族全員が「言葉の教育」から「態度・行動の教育」へと意識を転換し、毎日の生活の中で実践に結び付けていくことが必要です。

このため以下の事項を盛り込んだ人権教育・人権啓発を家庭へ向けて発信し、家族全員の人権感覚を高め、家庭内におけるあらゆる差別の撤廃を図ります。

- ① 言葉の教育から行動の教育への転換
- ② 子どもを取り巻くすべての人々の人権感覚の高揚
- ③ 家庭内教育者としての意識の高揚
- ④ 仕事優先から家庭優先への意識の転換
- ⑤ 家庭内コミュニケーションの重要性
- ⑥ 子どもに与える自由と責任
- ⑦ 人権侵害の早期発見・対応のための手法の確立

Ⅲ 地域

【現状と課題】

学校、家庭、地域社会、行政などすべての人々が、それぞれの役割を果たすと同時に、一体となって、子どもの健全育成、人権の尊重、人権意識の向上に取り組むことが必要です。

子どもを取り巻くすべての大人は、親として、地域社会の一員として、また、子どもたちの教育環境や社会環境を形成する社会の構成員として少なからず責任を有しています。

村内のすべての人々が、「地域で子どもを育てる」という意識を高めるとともに、その責任を自覚し、それぞれの立場で、できることから積極的に取り組むことによって、問題行動の早期発見や、子どもの権利及び人権を尊重する機運を高める必要があります。

【今後の対策】

学校とともに、PTAや各種団体、各関係機関、各地区、行政が幅広く協力しながら地域ぐるみの取り組みを展開する必要があります。

これら関係機関が柔軟に対応できるための地盤づくりをはじめ、以下の事項を盛込んだ人権教育・人権啓発機会を提供し、連帯意識、人権意識の向上に努めます。

- ① 村内のあらゆる人々の人権感覚向上
- ② 地域の人々とのコミュニケーションの重要性
- ③ 地域で子どもを育てるという意識の向上
- ④ 子どもに与える責任と体験（地区の行事が学習の場）
- ⑤ その他子どもの人権やあらゆる人権問題解決に必要な事項

IV 相談体制の充実

【現状と課題】

いじめや差別などの被差別体験と、対応について調査したところ、小学生の45%、中学生の27%が実際に差別を受けており、その時の対処法については、小・中学生とも1位が「がまんする」でした。(小学生39%、中学生47%)

また、なぜがまんするのか理由を聞いたところ、小学生は「後でもっとひどくいじめられる(23%)」「誰かに相談しても直らない(12%)」となり、中学生は「そっとしておいて欲しい(44%)」「今以上にいじめられる(22%)」「相談しても直らない(22%)」「自分が悪い(22%)」となっています。

こうした調査結果から、以下の事柄をふまえ、学校内に設置されている「心の相談員」の機能が十分に生かされるよう配慮しなければなりません。

- ① 相談内容を安易に他に漏らすことがないよう配慮するとともに、人権侵害を受けた子どもを必ず守りとおすという毅然とした姿勢を示す必要がある
- ② いじめや人権侵害を傍観することは、加害者と同じ立場に立つことを理解させる
- ③ いじめや人権侵害を大人に伝えることは正しい行為であることを理解させる

【今後の対策】

現在、村で実施している心配ごと相談をはじめ各種の相談事業、学校内に設置されている「心の相談員」等の既存の相談施設の充実を図るとともに、人権侵害を受けた子どもや、保護者、また、さまざまな人権問題に関する相談に対応できる体制を整備します。

- ① 誰もが気軽に、安心して相談ができ、より信頼されるよう相談機関の充実を図ります。
- ② 相談者及び相談内容は広範かつ多岐にわたるため、相談機関に関する情報を幅広く提供します。
- ③ 相談員の一層の人的充実、資質の向上を図り、多様な相談内容に適切に対応できる体制を整備します。
- ④ 相談内容によっては、複数機関に関連することもあり、各関係機関との連携を密にし迅速な対応ができる体制を整備します。

第6節 在日外国人の人権に関する人問題

ページ

基本認識と目標

… 57

I お互いに理解を深め、個々を尊重し、人権を尊重し合う意識づくり

… 59

II 在日外国人の人権問題を解決するための行政の視点及び施策の方向

… 60

III 外国籍を持つ人々の自立と努力と責務

… 60

基本認識と目標

国際化社会の進展に伴い、県内外を問わず外国籍を持つ人々の数が年々増加する傾向にあります。こうした状況は木島平村でも同様です。

外国籍を持つ人々が増加する一方で、言葉や文化、生活や習慣、価値観などの違いから理解不足による偏見やいじめ問題などの人権問題が生じています。

人権プロジェクト在日外国人部会では、村内に住む外国籍を持つ人々を対象に、人権侵害や生活実態、行政や地域への要望、村の印象などについて調査しました。

調査の結果や検討会では、食文化や言葉の違い、地域や家庭内でのコミュニケーション、交通機関や村内の案内標識、子育てやいじめ問題などに不安や不便を感じている一方で、「村に住んでよかった」「村の人は温かい」「妹をこの村の人と結婚させたい」など、村や村内の人々に対して好印象を持つ人々が多いことが明らかになりました。

こうした村や人々の長所を生かしながら、外国籍を持つ人々に対する偏見や差別意識を取り除き、ともに生活する地域社会の一員としての「共生意識」の醸成を図ります。また、外国籍を持つ人々の視点に立った諸施策を展開し、真に外国籍を持つ人々の人権が尊重され、安心して生活ができる村を築きます。

I お互いに理解を深め、個々を尊重し、人権を尊重し合う意識づくり

【現状と課題】

村内で生活するすべての人々は出身地や生い立ち、生活環境、学歴、職業、個性や価値観などすべて違います。これらの「違い」の延長線上には国籍、言葉、文化、宗教の違いを持つ人がおり、外国籍を持つ人がこの人にあたります。言い換えれば出身国が違うだけで同じ人間であり、村民であることに変わりはありません。しかし、言葉や文化、習慣、価値観などの違いから生じる偏見やいじめ問題などの人権問題が生じています。

調査結果から「人権侵害を受けたことがある」と答えた人は半数近くにのぼり、その多くは「ジロジロ見られた」でした。

こうした外国籍を持つ人々に対する偏見や差別意識を取り除くため、交流や学習の機会を充実し、ともに生活する地域社会の一員としての「共生意識」を醸成する必要があります。

【今後の対策】

異なった習慣や文化を持つ人々を特別視せず、その文化を理解し認め合うことは、個々が「同じ人間、同じ村民」としての意識づくりにつながります。

村内に暮らすすべての人々が、さまざまな交流機会を通じ、多様な価値観や文化にふれあうことで理解を深め合い、ともに地域で暮らすパートナーとしての意識づくりを図ります。また、人権教育・人権啓発の機会を通じ、人権意識の向上を図ります。

- ① 充実した交流機会を提供し、お互いを理解し、個々を尊重する意識を育てます。
- ② 学校教育や社会教育、地域研修、企業内研修、家庭内研修など、さまざまな学習機会を通じ在日外国人に関する理解と人権感覚の高揚を図ります。

Ⅱ 在日外国人の人権問題を解決するための行政の視点及び施策の方向

【現状と課題】

村内に住む外国籍を持つ人々は、主に役場などの公共施設、工事現場、区、観光場所、交通機関などの案内表示について不自由を感じています。

また、生活当初から抱える食文化や言葉の違い、地域や家庭内でのコミュニケーション、子育てやいじめ問題などに不安を感じています。

こうした人々の不安を解消するとともに、本格的な国際化社会に柔軟に対応するための一つの方法として、これら外国籍を持つ人々の考えや知識、文化を行政施策に生かしていくことが必要です。

【今後の対策】

村内に暮らす外国籍を持つ人々の悩みや不安を解消するとともに、外国籍を持つ人々の視点に立った行政施策を展開し、村内で暮らすすべての外国籍を持つ人々が安心して生活できる基盤整備を図ります。

- ① 外国籍を持つ人々の行政や地域社会への社会参画を促し、国際化社会に対する柔軟な体制整備を図ります。
- ② 外国人の視点に立った事業を展開し、安心して生活ができる地域社会を構築します。
- ③ 生活環境や案内標識など、外国籍を持つ人々の視点から見直し、ハード面の充実を図ります。
- ④ 相談窓口の明確化と相談体制の充実を図り、悩みや不安の解消に努めます。

Ⅲ 外国籍を持つ人々の自立と努力と責務

【現状と課題】

外国籍を持つ人々に対する差別や偏見を撤廃し、安心して生活できる木島平村を築くためには、一部の人々の努力だけでは困難です。

自ら積極的に情報を集め、外国籍を持つ人々同士のネットワークや仲間意識を育み、新しく住民となる外国籍を持つ人々への支援や、村内の人々に対する自国文化のアピールなど、自らできることは、積極的に努力することが必要です。

また、部落差別をはじめ、高齢者や障害を持つ人々に対する差別や偏見、子どもに対する虐待やいじめ問題など、あらゆる人々に対する人権を尊重し、自ら差別する側の立場に立たない意識の醸成が必要です。

これまで、村の茶道クラブの人たちと茶道を通じた交流会や、そば打ち体験交流等の取り組みをおこなってきました。

その結果、平成14年7月1日、①外国の女性どうし仲良くなろう。②村の人たちとも、もっともって仲良くなろう。③新しく国際結婚で村に来た女性を、「みんなでフォロー・バックアップしよう。」を目的に「ふれんどりい☆ワールド」が発会しました。

ふれんどりい☆ワールドの取り組みは、毎年開催している人権フェスティバル、障子の張替交流会、浴衣の着付け学習会、夏祭り参加、漬物交流会、小学校との外国のお菓子作り交流会等の自主的な活動を行っている他、村や人権センター主催の各種の取り組みにも積極的に参加してい

ます。

また、日本語を上達させ、人と人とのコミュニケーションが円滑となるよう、平成15年7月23日、ふれんどりい☆日本語教室を開校しました。

日本語教室では、日本語の勉強のほかに、花見や七夕など、日本の年間行事を通じて文化を学んでいます。

【今後の対策】

外国籍を持つ人々の知識や能力を十分に生かせる環境を整備します。

また、充実した啓発機会を提供し、外国籍を持つ人々自身の人権意識の向上を図ります。

- ① 自らの経験を生かし、これから国際結婚しようとする人、新しく村民となった外国籍を持つ人の悩みや不安を解消します。
- ② さまざまな交流機会での自国文化を積極的にアピールし、お互いの理解を深めます。
- ③ 充実した人権教育・人権啓発機会を提供し、自ら差別をしない、差別を許さない人権意識を醸成します。
- ④ ふれんどりい☆ワールドの活動を支援します。
- ⑤ ふれんどりい☆日本語教室を支援します。

木島平村人権擁護に関する総合計画

平成12年9月 策定

平成19年4月 改訂

木島平村役場 人権推進室

長野県下高井郡木島平村大字往郷973-1

TEL0269(82)3111